

平成24年度東京都税制調査会

第2回 小委員会

〔財政調整のあり方に関する資料〕

平成24年6月29日

財政調整のあり方に関する資料 目次

資 料 名	資料番号	頁
国税・地方税に求められる役割・性格	1	1
東京都の人口動向	2	4
老年（65歳以上）人口の指数（2005年＝100とした場合）	3	8
三大都市圏と地方圏の人口の推移	4	9
大都市としての財政需要	5	10
東京都における都市基盤整備のための財政需要	6	11
各都市間の物価水準の比較	7	12
都道府県庁所在地における住宅地の公示平均価格	8	13
地方税収の推移	9	14
主要税目（地方税）の税収の推移	10	15
国・地方の税源配分について	11	16
地方税の税率	12	17
人口一人当たり地方税収の比較	13	18
都道府県別人口一人当たり地方税負担額及び配分額（都道府県分のみ）	14	19
都道府県別人口一人当たり地方税負担額及び配分額（都道府県分＋市区町村分）	15	21
人口一人当たり税収額の偏在度の推移	16	23
一般財源の人口一人当たり額の状況	17	24
地方交付税の仕組み	18	25
都道府県別歳入内訳	19	26
地方交付税総額等の推移	20	27
三位一体改革の地方財政への影響について	21	28
地方交付税法（抜粋）	22	29
平成23年度不交付団体の状況	23	30
地方交付税の算定結果に対する都の考え方	24	31
地方交付税の不交付等を理由とする財源調整	25	34
地方揮発油譲与税の譲与制限の概要	26	35

国税・地方税に求められる役割・性格

未定稿

- 国 税
- ・ 所得再分配機能
 - ・ 経済自動安定化機能(ビルトイン・スタビライザー機能)
 - ・ 全国的・国際的な視点からの一律の対応(金融課税、国際課税、地球環境問題への対応 等)
- 地方税
- ・ 普遍性・・・地域によって税収の偏在が少ないこと
 - ・ 安定性・・・景気変動等に対し安定的であること
 - ・ 分任性・・・広く地域住民等が負担すること
 - ・ 応益性・・・地方公共団体の行政サービスと負担の関係が明確であること
 - ・ 自主性・・・地域で自ら課税標準、税率等の選択・決定ができること

金子宏「租税法」

第一編 租税法序説

第四章 租税法の基本原則

第三節 自主財政主義

二 自主財源の充実と財政調整

- (1) 自主財源の充実 地方自治の本旨を実現するためには、地方団体が、住民の民主的コントロールのもとにその責任において自主的に行政を運営することが必要であるが、そのためには、地方団体なるべく多くの自主財源をもつことが不可欠である。したがって、国の法律で地方団体の課税権に対して枠をはめる場合は、地方団体の自主財源を確保し、国への財政的依存の必要性をできるだけ排除するようにしなければならない。

地方団体の自主財源を確保するためには、地方団体に十分な独立財源を与えることが必要である。明治憲法の時代のように、附加税中心主義をとり、同一の財源を国と地方団体が分かち合ったのでは、地方団体の自主性が損なわれるのみでなく、地方税の収入が国税の増減税や景気の動向によって左右されることになりやすく、自主財源の充実が困難となる。したがって、シャウブ勧告が指摘したように、国・都道府県および市町村は、それぞれ別々の財源からなる独立税をもつことが好ましい。もともと、附加税の方式を用いると、税務調査の手数が省けるため、地方税の賦課・徴収が容易になることはたしかである。現在、法人住民税（法人税割）は、法人税額を課税標準として課されるから、文字どおり法人税の附加税であり、また個人住民税（所得割）も実質的には多分に附加税の様相を呈している。その分だけ、地方団体の行政上の負担は軽減されることになるが、しかし、地方税の附加税化によって、地方団体の自主性が損なわれることも、たしかである（所得税法二三七条および法人税法一五八条は、地方団体が所得税および法人税の附加税を課すことを禁止している）。

- (2) 財政調整 地方団体の自主財源を確保するために、どのような税目の独立税を選択すべきかは、困難な問題である。この点については、税収が十分でかつ安定性と伸張性に富み、しかも地域的普遍性に富んだ租税（地域的偏在性の少ない租税）が好ましい。しかし、これらの基準をすべて満たすような租税は存在しない。伸張性に富む租税は安定性に欠

けることが少なくないし、地域的普遍性のある租税は伸張性が少ないことが多い。したがって、実際の制度においては、これらの基準の一つまたは二つ以上を充たす複数の税目を組み合わせて地方税制度を作るほかはないが、それでもなお、すべての地方団体の財政需要を充たしうるような制度をつくることは不可能であって、富裕な地方団体と貧困な地方団体の間で財政力の格差が生ずることは不可避である。

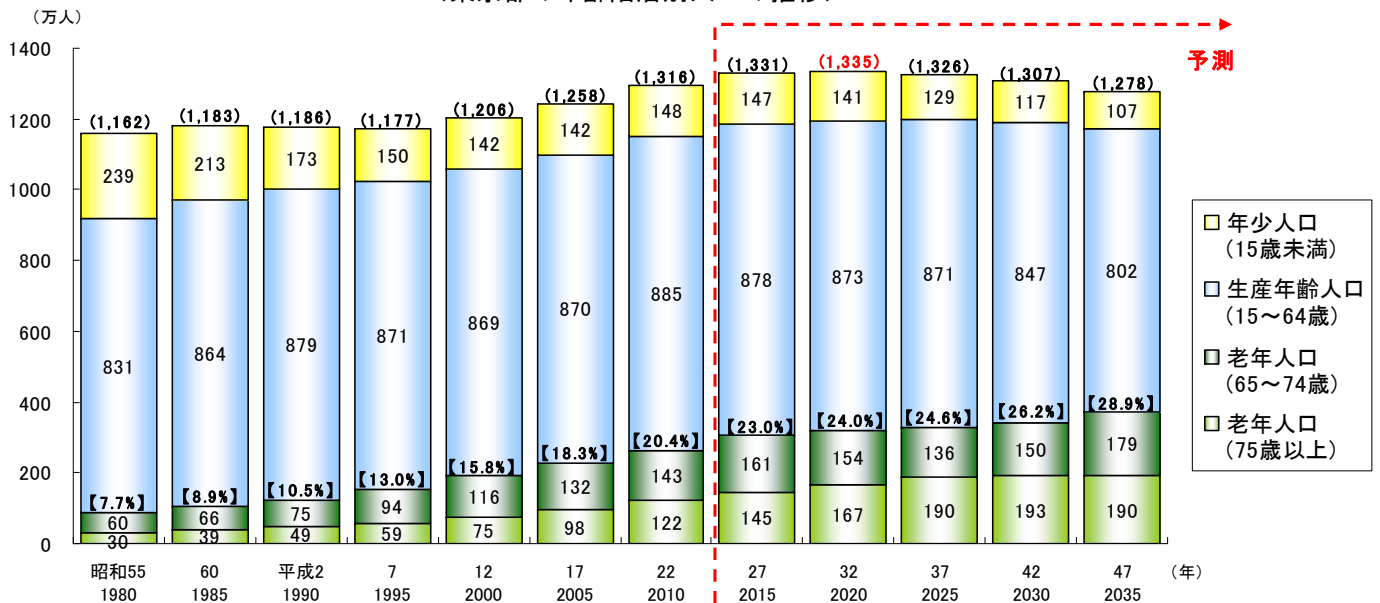
東京都の人口動向

- 東京の人口は、1,300万人を突破
- 当面増加し、10年後の2020年には減少に

	(2010年)	⇒	(2020年)
全 国	約1億2,806万人		約1億2,274万人↓
東京圏	約3,562万人		約3,527万人↓
東京都	約1,316万人		約1,335万人↑

- ※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち3都府県
- ※ 全国と東京圏（うち3都府県）の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計
- ※ 東京都の推計人口は、知事本局による推計

＜東京都の年齢階層別人口の推移＞



(資料) 「国勢調査」(総務省) 等より作成

(備考) 2015年以降は知事本局による予測 () 内は総人口、【 】内は高齢化率

実績には年齢不詳が含まれることや四捨五入により内訳の合計値と一致しない場合がある

年齢(3区分)別人口の動向

〔年少人口〕 (2010年) 148万人 → (2020年) 141万人

ここ5年間の出生数の増加などにより、やや持ち直しているが、将来的には減少

子供を産み育てる家庭を社会全体で支援し、少子化を打破

〔生産年齢人口〕 (2010年) 885万人 → (2020年) 873万人

当分の間800万人を超える水準を維持するものの、2010年をピークとして長期的には減少傾向

誰もが意欲と能力に応じて活躍できる社会を創出

〔老年人口〕 65～74歳人口 (2010年) 143万人 → (2020年) 154万人
75歳～人口 (2010年) 122万人 → (2020年) 167万人

すでに5人に1人が高齢者であり、2020年には、75歳以上の人口が65歳から74歳までの人口を逆転

生涯にわたって安心して暮らせる環境整備と元気な高齢者の活躍の場を創出

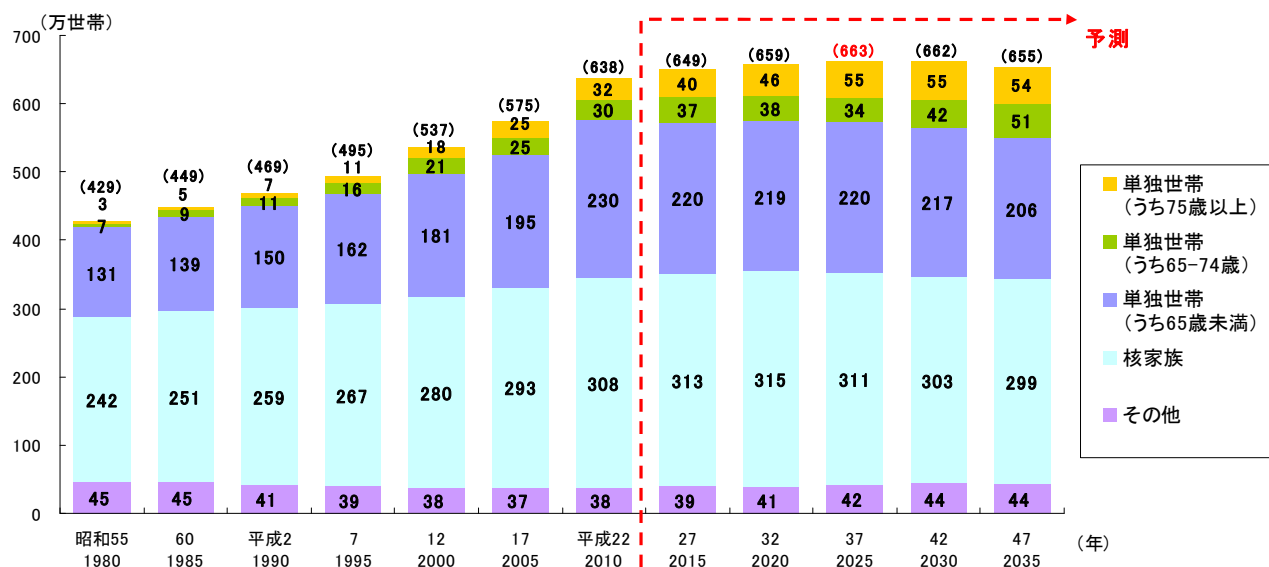
- 東京の世帯数は、600万世帯を突破
- 当面増加し、15年後の2025年には減少に

(2010年) 約638万世帯 ⇒ (2020年) 約659万世帯 ↑

- 10年後には、65歳以上の4人に1人が一人暮らし

(2010年) 約62万世帯 ⇒ (2020年) 約84万世帯 ↑

<東京都の世帯類型別世帯数の推移>



(資料) 「国勢調査」(総務省)等より作成

(備考) 2015年以降は知事本局による予測

() 内は総世帯数、四捨五入により内訳の合計値と一致しない場合がある

「世帯」とは、国勢調査における一般世帯(病院等の入院者などからなる世帯(施設等世帯)以外の世帯)

高齢者の一人暮らし世帯の動向

この30年(昭和55年~平成22年)で約6倍に増加

(1980年) 約10万世帯 ⇒ (2010年) 約62万世帯 ↑

一人暮らし高齢者は、人口減少局面でも増加を続ける見込み

65歳以上 (2010年) 約62万世帯 ⇒ (2020年) 約84万世帯 ↑

うち75歳以上 (2010年) 約32万世帯 ⇒ (2020年) 約46万世帯 ↑

10年後には高齢者の4人に1人が一人暮らしに

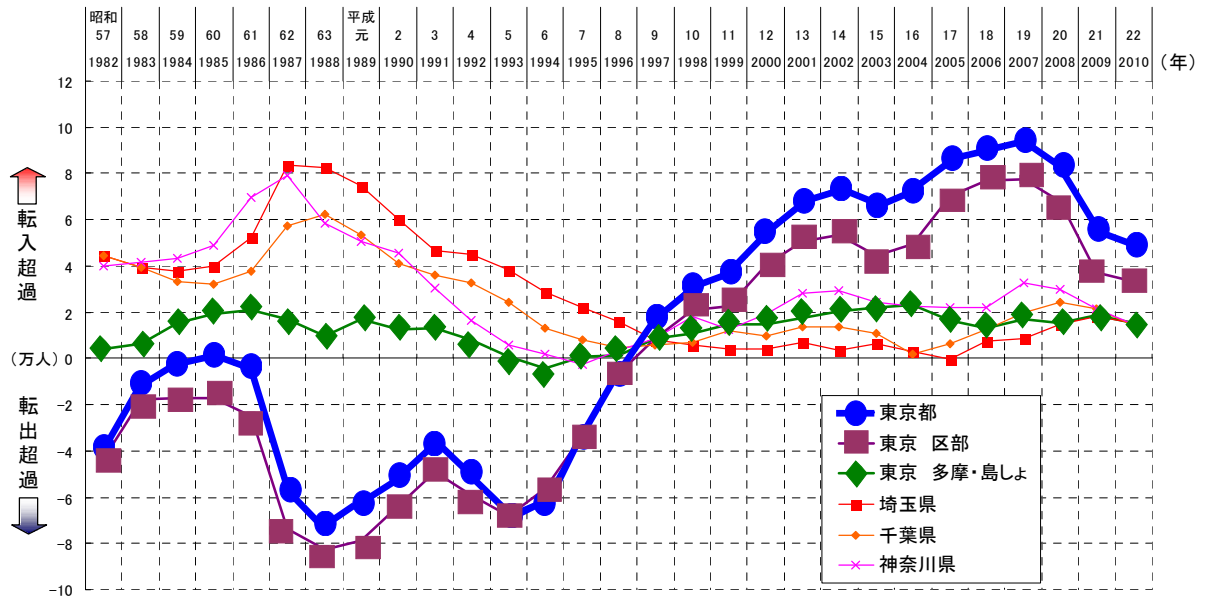
⇒ **世界が経験したことのない超高齢社会へ突入**

東京と地方の人口移動

【東京の転入超過数の推移】

- 区部の人口移動は、平成9(1997)年を境に転出超過と転入超過が逆転
- 多摩・島しょは、この10年、2万人前後の転入超過

＜東京の転出入超過数の推移と比較＞

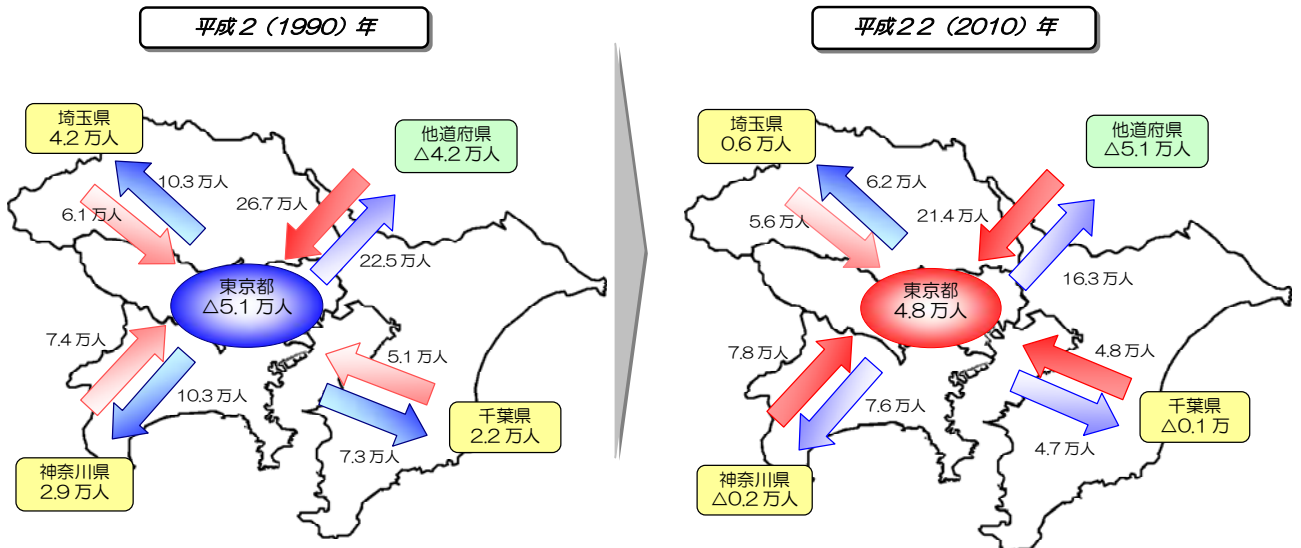


(資料)「住民基本台帳人口移動報告年報」(総務省)より作成

【東京と地方の人口移動】

- 20年前と比べて、東京都から東京圏他県への転出超過は9.3万人から0.3万人に激減 ⇒ 東京圏内の人口移動はほぼ均衡
- 東京圏外との人口移動は、約5万人の転入超過

＜東京と地方の人口移動＞

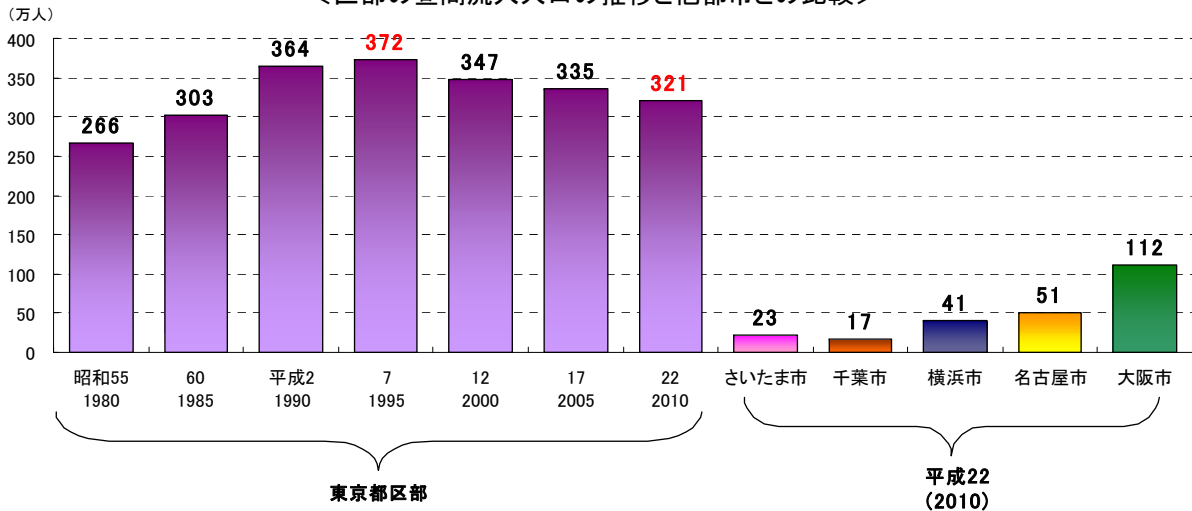


(資料)「住民基本台帳人口移動報告年報」(総務省)より作成

昼間流入人口

- 平成7(1995)年を境に区部への昼間流入人口は減少に転じたが、依然 320 万人を超えており、他都市に比べ突出した規模になっている
- この膨大な流入人口は、東京に多くの活力が集中していることを示すと同時に、災害時には、帰宅困難者が大量に発生する可能性を示している

＜区部の昼間流入人口の推移と他都市との比較＞

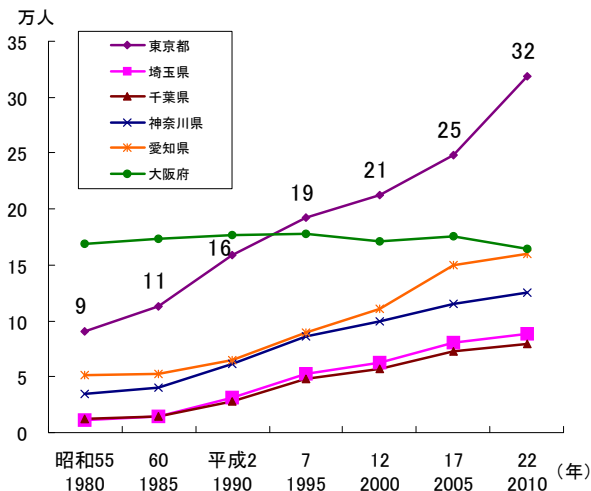


(資料)「国勢調査」(総務省)より作成

【参考】増加を続ける東京都の外国人人口

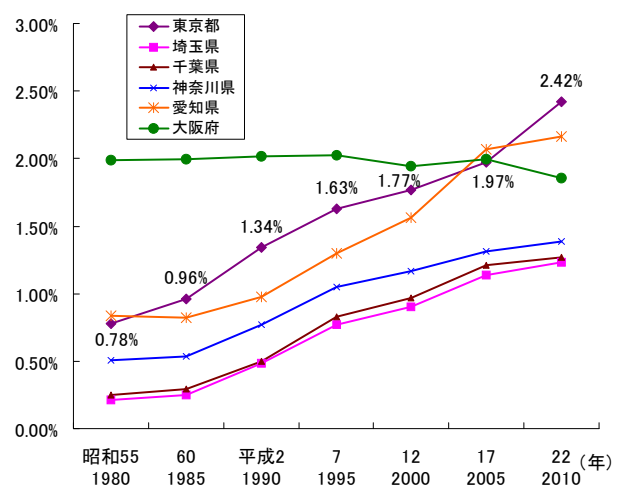
- 東京都の外国人人口は、平成2年から平成22年までの約20年で2倍に増加した
- 平成17年から平成22年までの外国人の人口増加(約7万人)は、同時期の東京都の総人口の増加分(約58万人)の約12%に達する

＜東京都の外国人人口の推移と比較＞



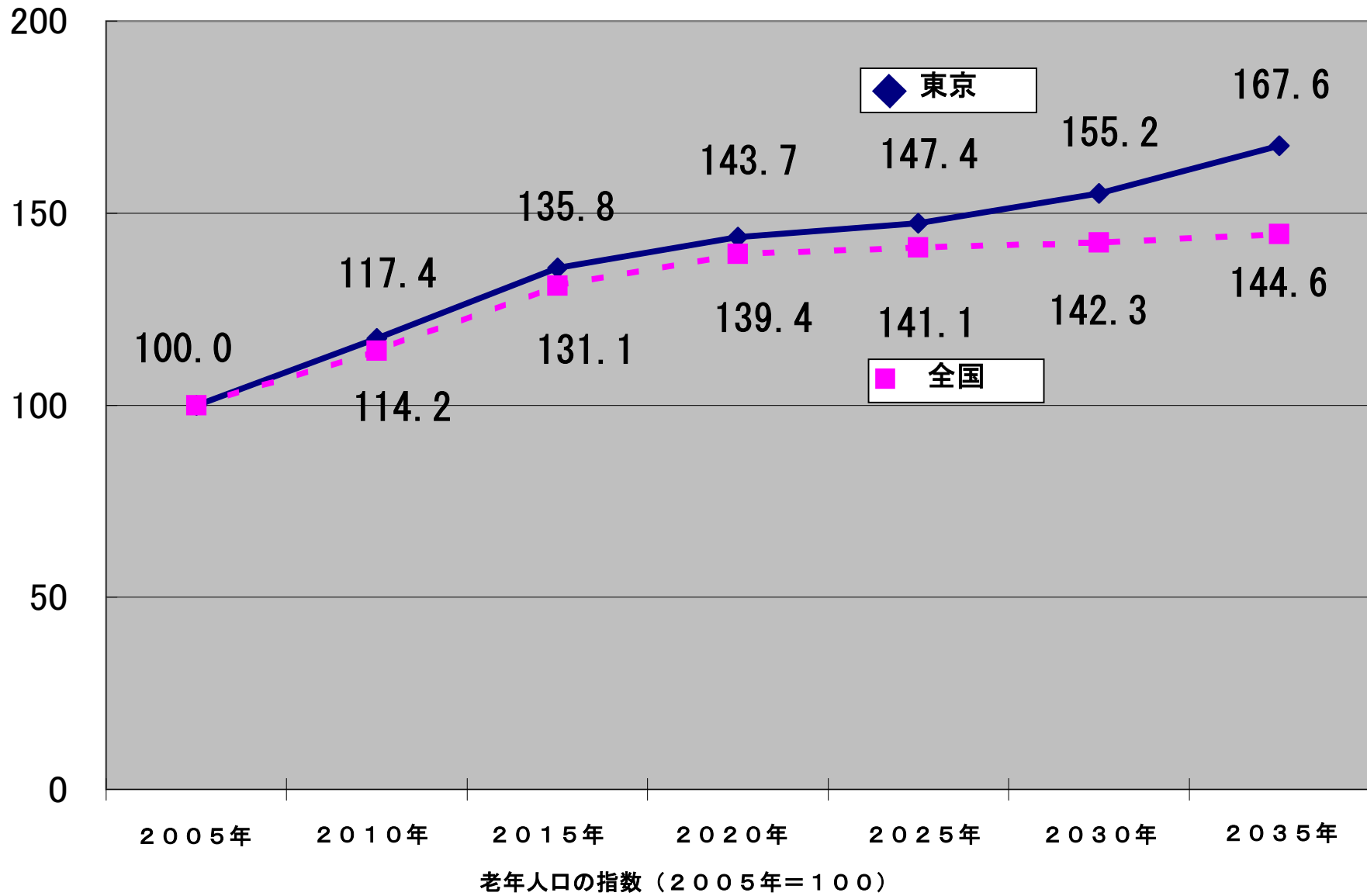
(資料)「国勢調査」(総務省)より作成

＜東京都の総人口に占める外国人の割合の推移と比較＞



(資料)「国勢調査」(総務省)より作成

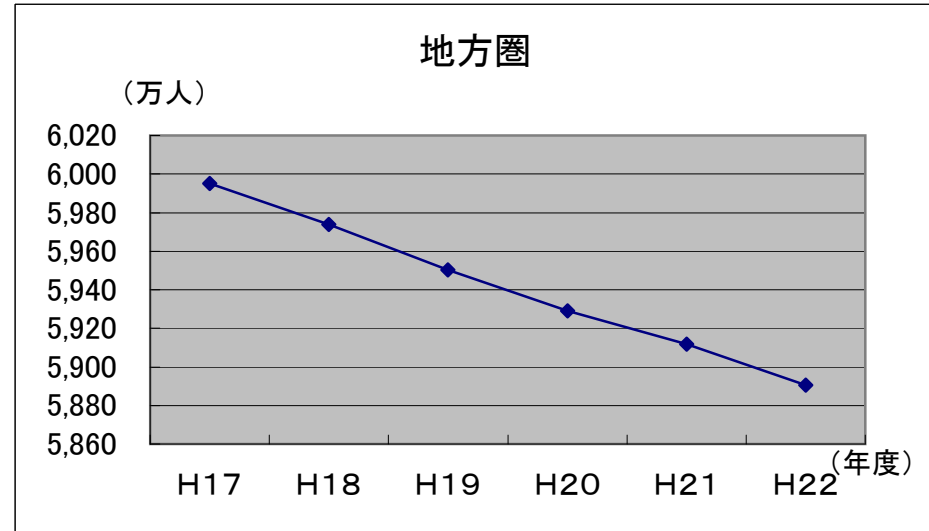
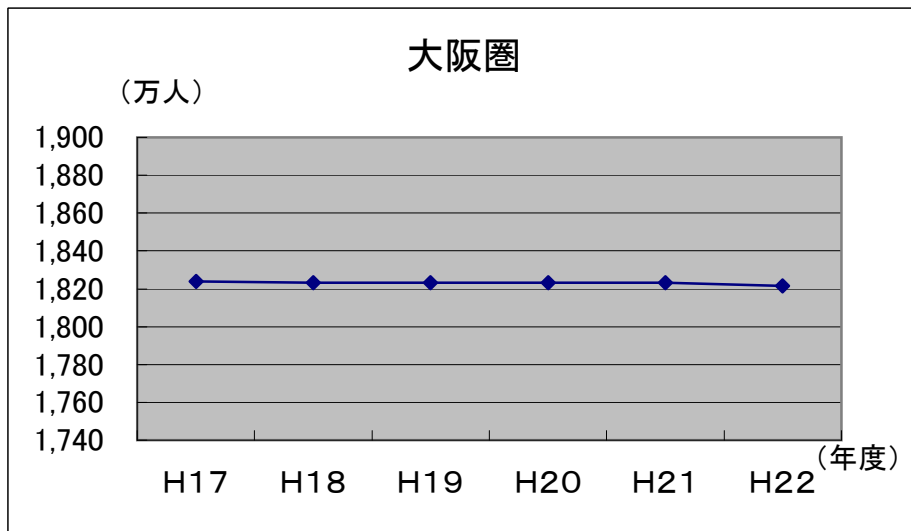
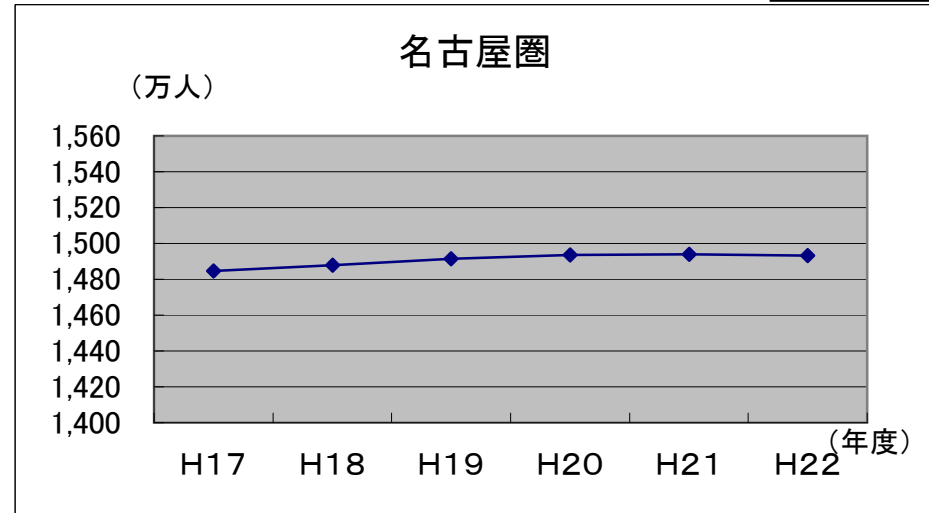
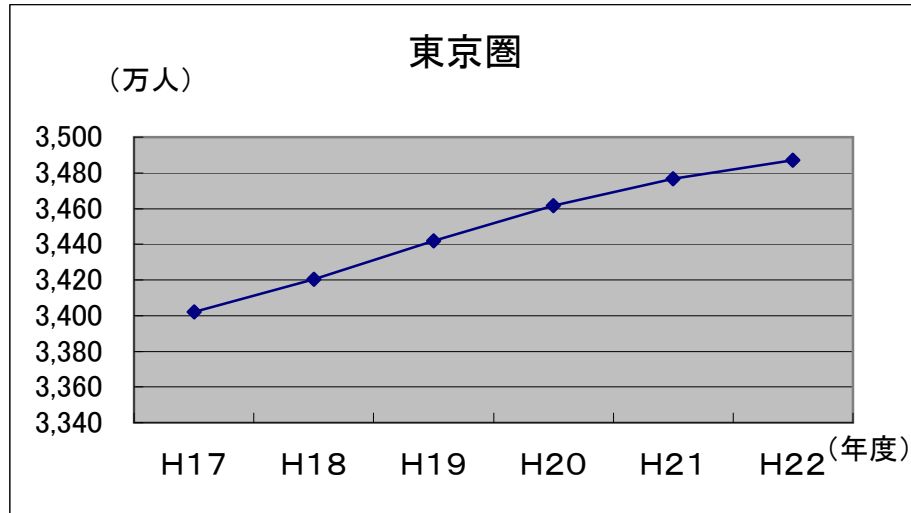
老年(65歳以上)人口の指数(2005年=100とした場合)



注「日本の市町村別将来推計人口(平成20年12月推計)について」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成

三大都市圏と地方圏の人口の推移

資料 4



注1 統計局ホームページ「人口推計」から作成。

2 東京圏・・・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

大阪圏・・・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

名古屋圏・・・愛知県、岐阜県、静岡県、三重県

地方圏・・・三大都市圏以外の道県

大都市としての財政需要

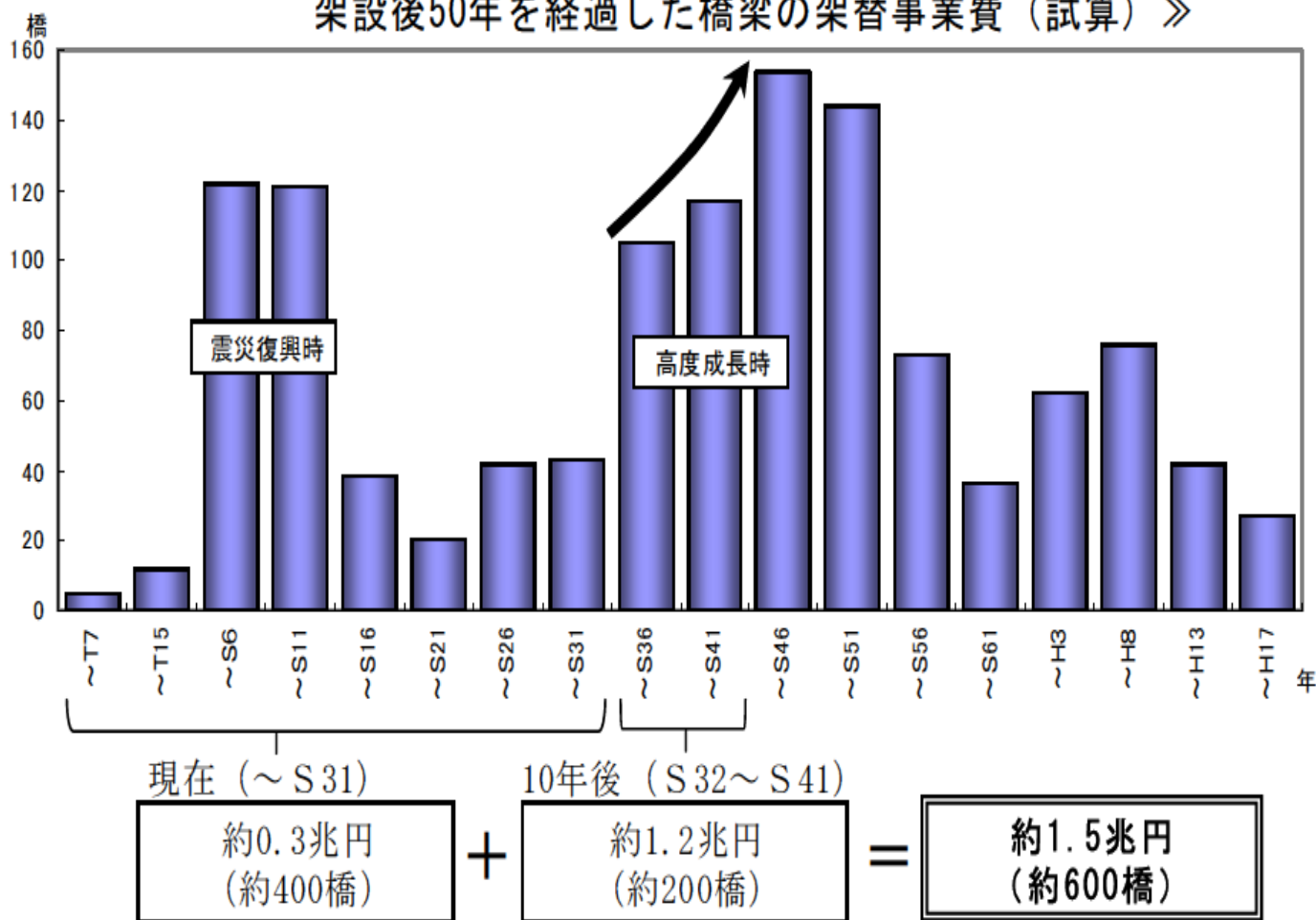
資料5

項目	居住				安全							
	交通		ゴミ処理		火災		防犯		交通事故・違反		犯罪	
	道路平均交通量		ごみ総排出量		出火件数		警察官数		交通事故発生件数		刑法犯認知件数	
年度	2005		2008		2009		2010		2010		2009	
単 位	千台・km/12h		千 t		件		人		件		件	
	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位	指標値	順位
全 国	1,134,593		48,106		51,139		253,510		725,773		1,703,044	
01 北海道	61,603	1	2,182	8	2,345	7	10,512	8	18,088	11	52,139	9
02 青森県	15,535	32	549	26	631	25	2,225	31	5,842	39	9,987	32
03 岩手県	19,919	25	476	30	546	31	2,112	33	4,097	42	8,240	40
04 宮城県	24,363	19	874	15	1,002	14	3,643	15	10,420	24	25,859	17
05 秋田県	15,658	31	411	36	423	39	1,938	37	3,206	45	5,740	46
06 山形県	16,529	28	397	39	470	34	1,964	36	7,393	31	8,003	42
07 福島県	27,344	16	781	17	882	19	3,204	21	10,665	22	19,527	22
08 茨城県	36,427	10	1,060	12	1,383	11	4,690	13	16,246	14	42,491	11
09 栃木県	25,811	17	730	19	928	18	3,313	20	10,053	25	25,990	15
10 群馬県	24,093	20	829	16	841	21	3,369	18	19,080	10	24,110	19
11 埼玉県	42,255	7	2,558	5	2,661	4	11,179	7	39,581	6	113,632	4
12 千葉県	37,924	8	2,313	6	2,245	8	11,476	5	25,914	9	96,400	6
13 東京都	45,128	5	4,916	1	5,659	1	43,664	1	55,014	1	205,708	1
14 神奈川県	34,987	11	3,209	3	2,611	5	15,158	3	41,815	5	98,216	5
15 新潟県	33,233	12	1,113	11	745	22	4,020	14	10,011	26	22,189	20
16 富山県	14,359	33	407	37	223	46	1,917	39	5,694	40	8,740	38
17 石川県	14,075	35	469	32	364	41	1,935	38	6,037	38	8,812	37
18 福井県	11,690	40	294	42	219	47	1,660	41	3,624	44	6,369	44
19 山梨県	11,449	41	325	41	478	33	1,634	43	6,283	37	8,134	41
20 長野県	28,647	13	722	21	942	17	3,369	19	10,743	21	20,164	21
21 岐阜県	27,551	15	768	18	945	15	3,440	16	11,779	17	27,928	14
22 静岡県	37,200	9	1,447	10	1,481	10	6,056	11	36,751	7	41,069	12
23 愛知県	60,721	2	2,800	4	3,197	3	13,061	4	51,161	3	145,807	3
24 三重県	24,708	18	711	22	863	20	3,014	25	11,275	18	25,540	18
25 滋賀県	17,811	26	475	31	455	35	2,226	30	9,023	28	15,258	26
26 京都府	17,468	27	991	13	547	30	6,464	10	14,775	15	44,538	10
27 大阪府	47,498	3	3,805	2	3,266	2	21,101	2	51,292	2	182,537	2
28 兵庫県	45,147	4	2,238	7	2,514	6	11,377	6	36,594	8	90,670	7
29 奈良県	11,052	43	503	28	445	36	2,391	29	6,515	34	15,478	25
30 和歌山県	11,115	42	404	38	425	38	2,152	32	6,903	33	13,962	27
31 鳥取県	8,903	47	207	47	229	45	1,201	47	1,812	47	5,845	45
32 島根県	10,550	44	241	46	341	43	1,472	46	1,977	46	5,157	47
33 岡山県	23,607	21	728	20	943	16	3,440	17	16,821	12	25,862	16
34 広島県	27,867	14	981	14	1,318	12	5,107	12	16,546	13	28,853	13
35 山口県	19,973	23	589	24	604	26	3,026	23	7,709	30	13,025	29
36 徳島県	10,414	45	291	43	268	44	1,533	45	5,382	41	7,389	43
37 香川県	11,980	39	352	40	432	37	1,761	40	11,795	16	10,884	31
38 愛媛県	16,043	30	495	29	573	27	2,400	28	8,188	29	16,827	24
39 高知県	9,981	46	277	44	398	40	1,605	44	3,692	43	9,751	33
40 福岡県	43,331	6	1,944	9	1,957	9	10,482	9	44,445	4	86,057	8
41 佐賀県	12,749	37	276	45	359	42	1,642	42	9,038	27	8,271	39
42 長崎県	13,950	36	517	27	640	24	3,050	22	7,301	32	9,199	36
43 熊本県	21,169	22	602	23	699	23	3,026	24	10,830	20	17,015	23
44 大分県	16,230	29	422	35	486	32	2,027	34	6,331	36	9,495	35
45 宮崎県	14,358	34	427	33	560	28	1,981	35	11,000	19	9,602	34
46 鹿児島県	19,963	24	574	25	1,045	13	2,927	26	10,531	23	12,837	30
47 沖縄県	12,224	38	425	34	551	29	2,566	27	6,501	35	13,738	28

注 統計局ホームページ「社会生活統計指標—都道府県の指標—」より作成。

10年後には、東京の橋約1,200橋の5割に当たる約600橋が、建設から50年を超え、架替のためには約1.5兆円もの経費がかかる

《東京都が管理する橋梁と
架設後50年を経過した橋梁の架替事業費（試算）》

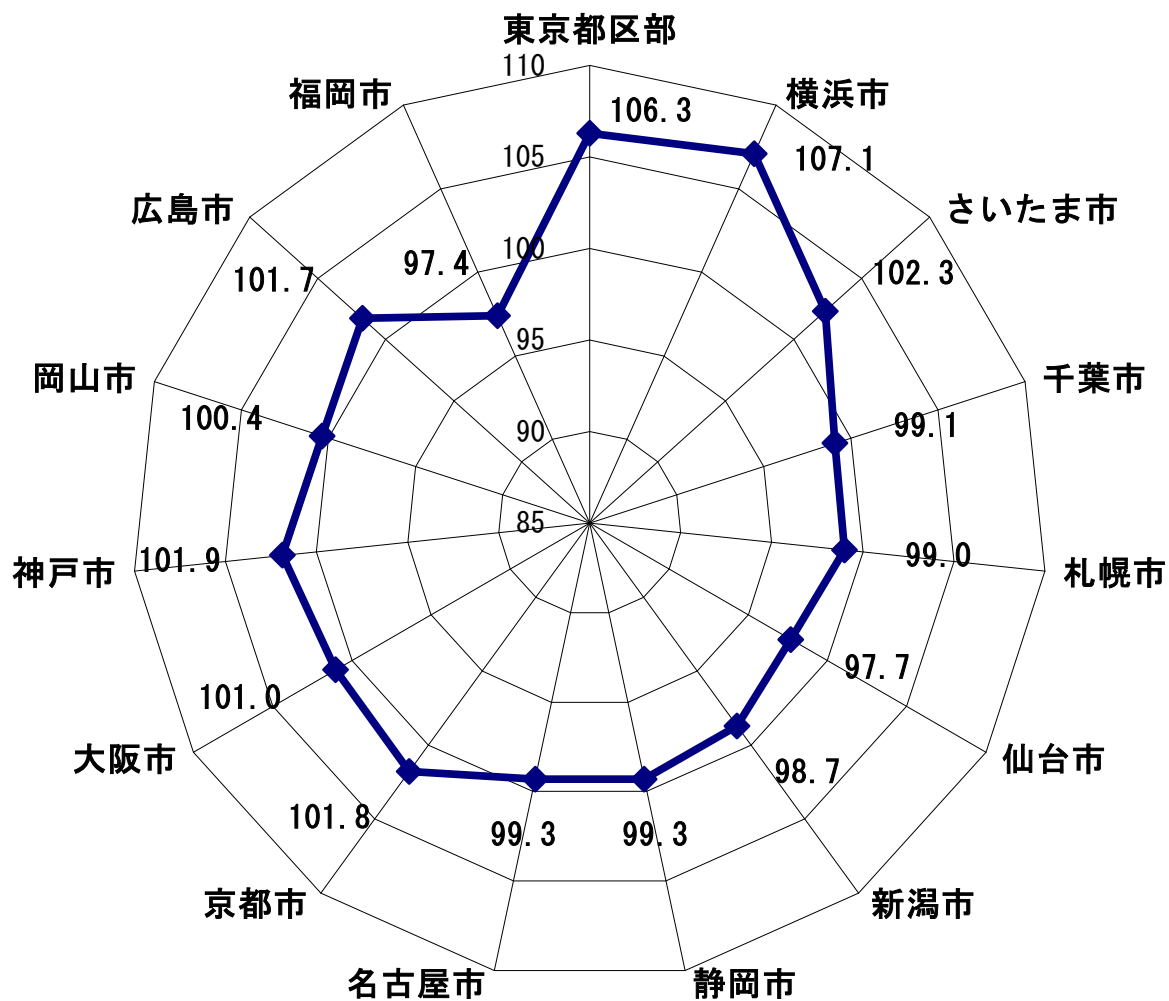


東京都の所有する建物などのインフラ資産の減価償却累計額は、
2兆円を超えており、今後更新需要となって生じることが確実である

注 「都市と地方の共倒れを招く『法人二税の格差是正策』に反論する」
(平成19年10月 東京都) により作成。

各都市間の物価水準の比較（平成23年）

資料7



※ 中心は85に設定

注1 「平成23年平均 消費者物価地域差指数の概況」（総務省統計局）により作成。

2 東京都区部と主要都市の消費者物価地域差指数（51市（注3）平均=100）の「総合指数（持家の帰属家賃を除く）」を掲載。

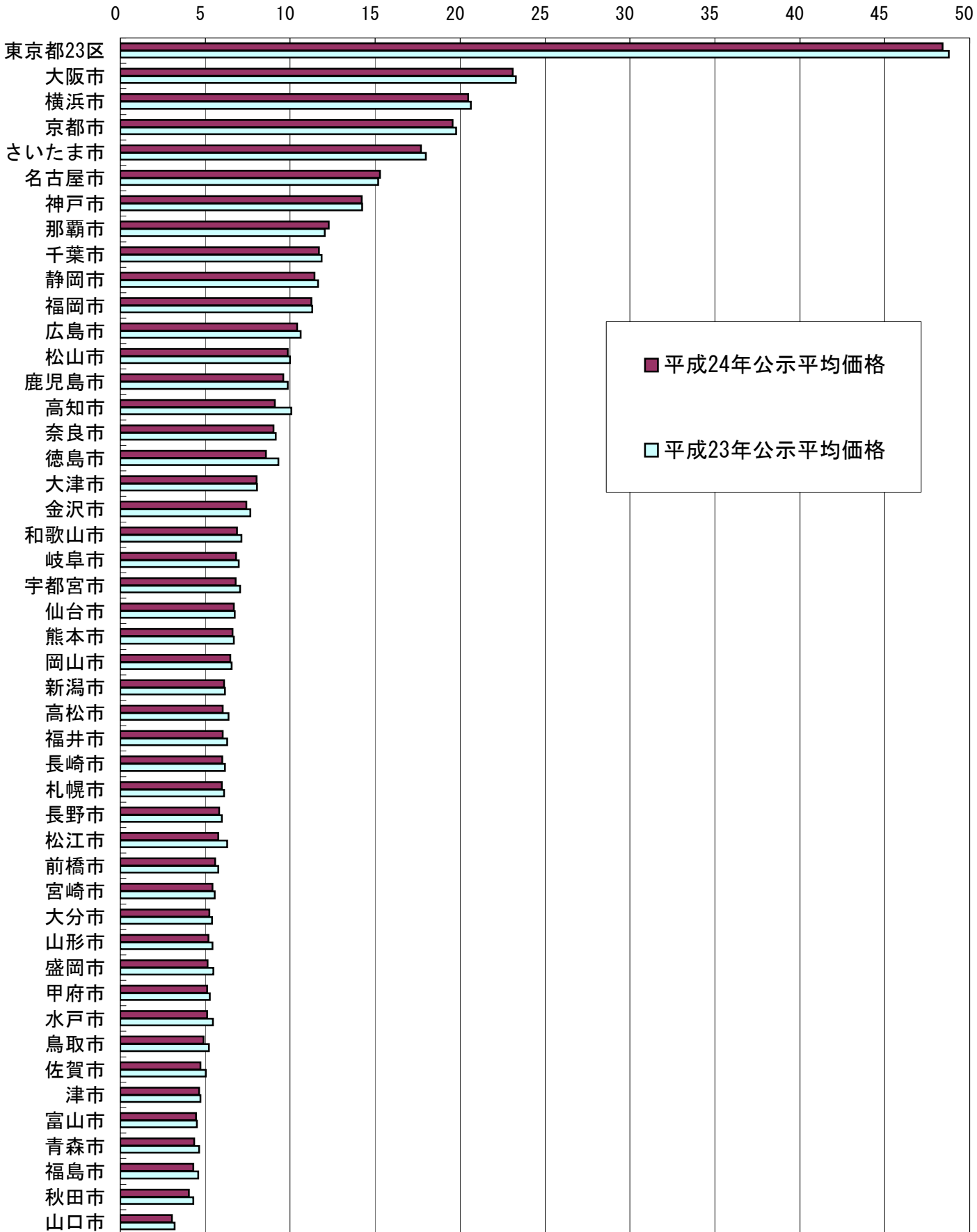
3 51市とは都道府県庁所在地47市（東京都は東京都区部）と政令指定都市4市（川崎市、浜松市、堺市及び北九州市）である。

4 市の区域は平成21年8月3日の区域による。

都道府県庁所在地における住宅地の公示平均価格

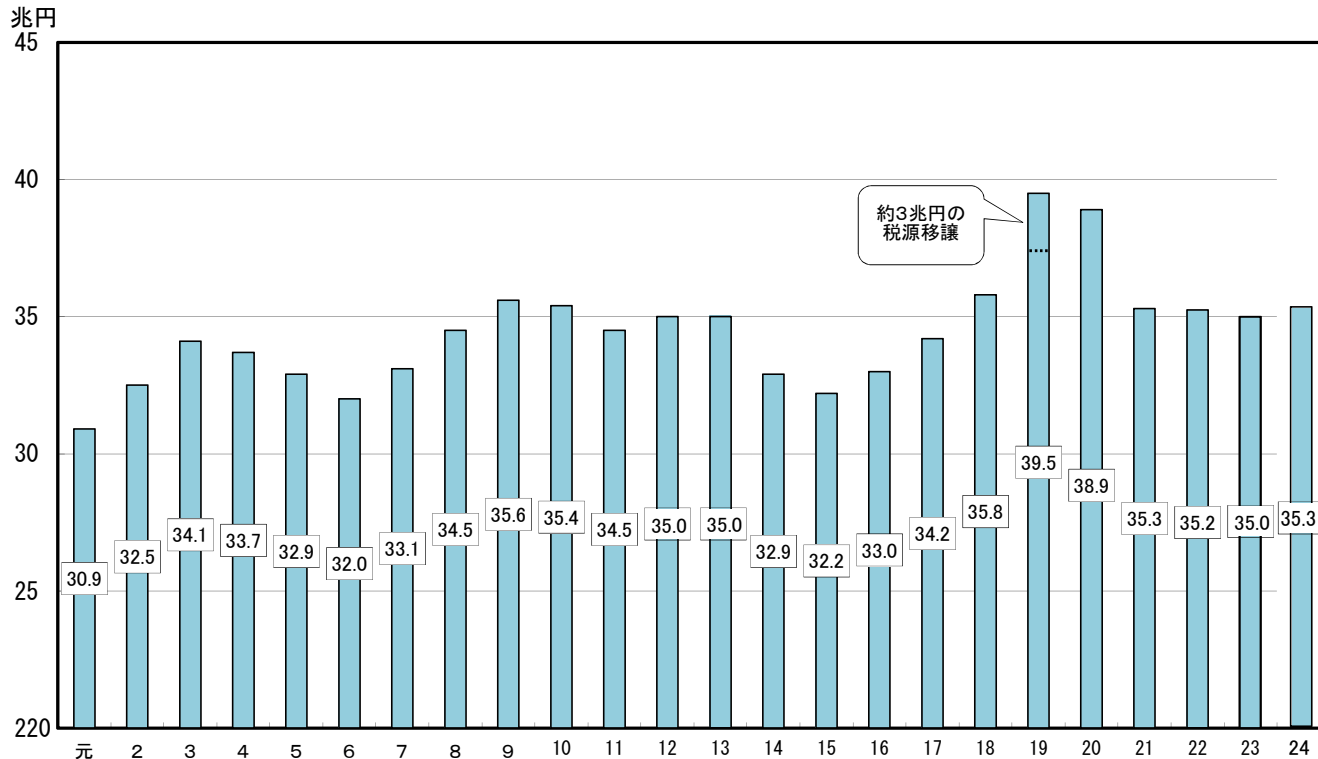
資料 8

(単位：万円/㎡)



注 「24年地価公示」(国土交通省ホームページ)により作成。

地方税収の推移



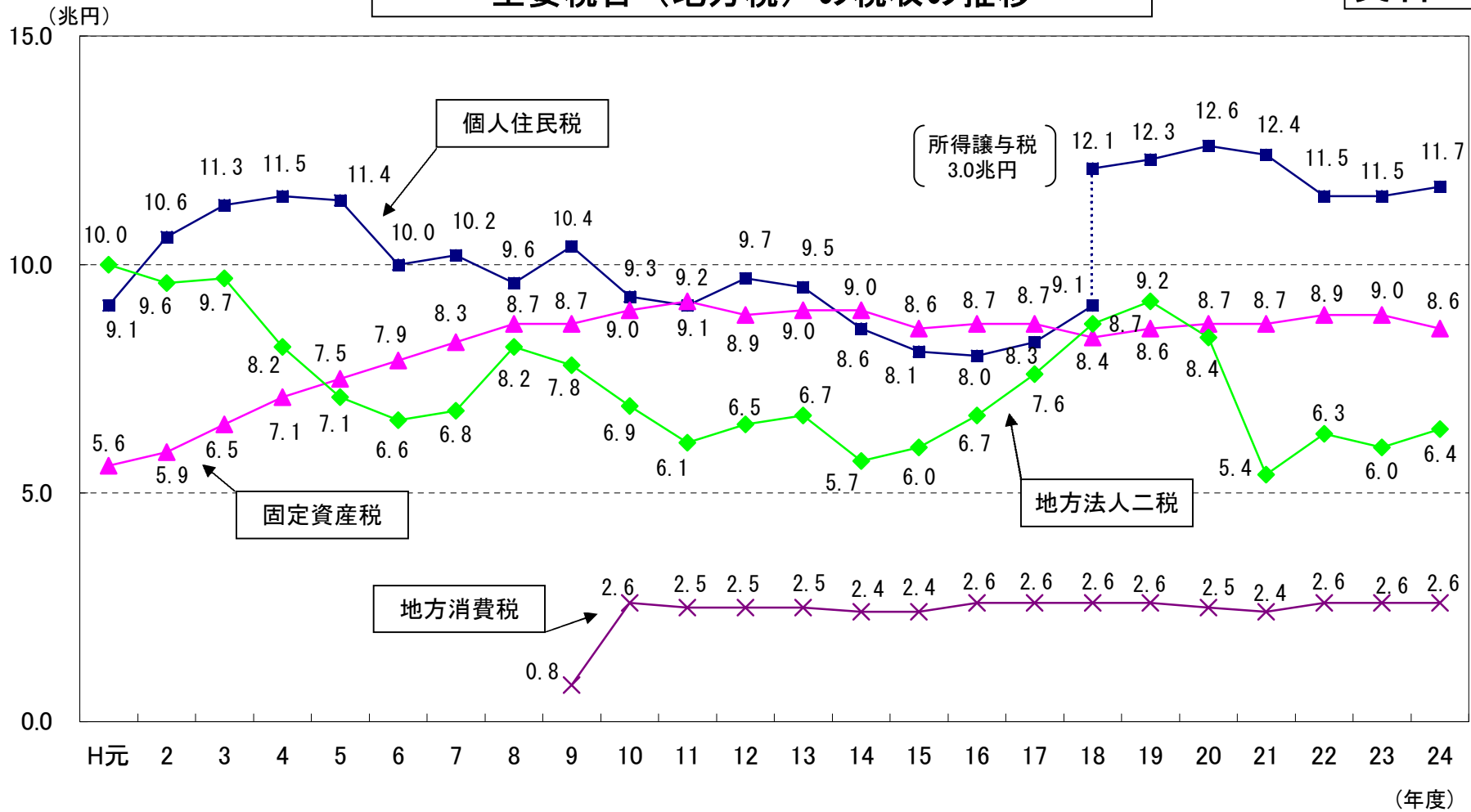
注1 「平成24年度 地方財政計画」(総務省)等より作成。

2 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。

3 平成22年度までは決算額、23年度及び24年度は地方財政計画額である。

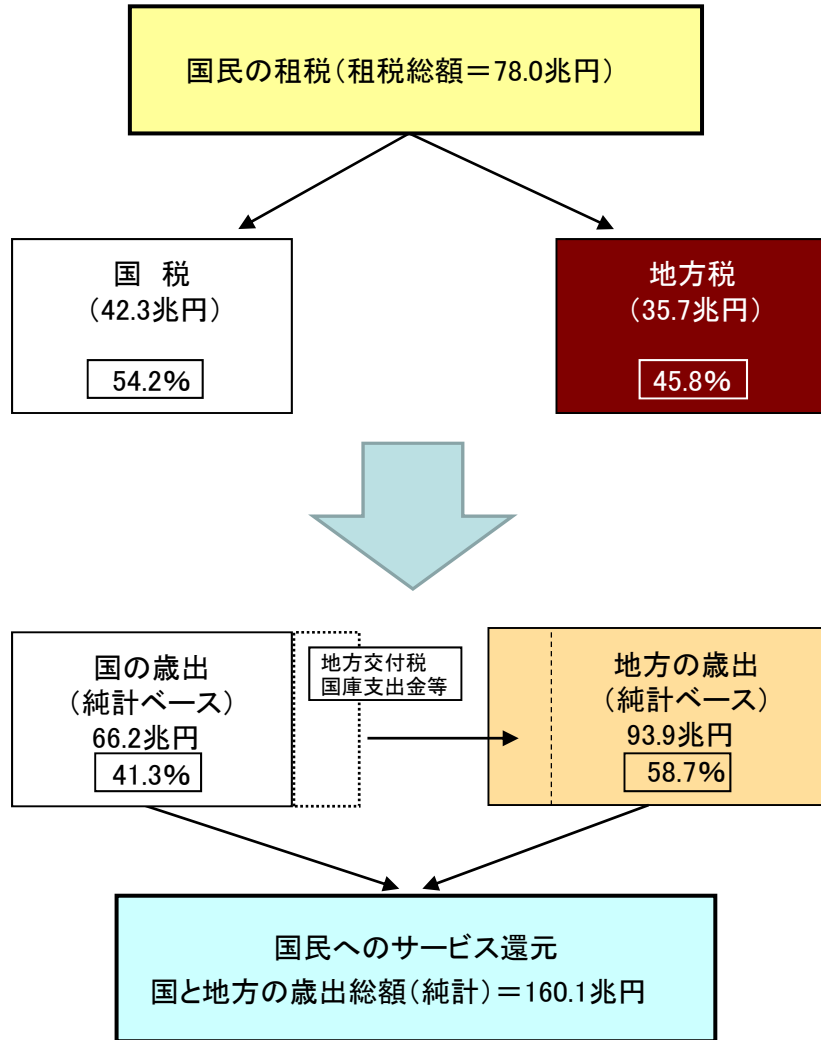
主要税目（地方税）の税収の推移

資料10



- 注1 総務省ホームページ「地方税収等の状況」等から作成
- 注2 平成22年度までは決算額、23年度、24年度は地方財政計画額である。
- 注3 計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。

国・地方の税源配分について（平成22年度）



◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地方税
H20	85.4兆円	45.8兆円 [53.7%]	39.6兆円 [46.3%]
H21	75.4兆円	39.6兆円 [52.5%]	35.8兆円 [47.5%]
H22	78.0兆円	42.3兆円 [54.2%]	35.7兆円 [45.8%]
H23計画	78.4兆円	42.8兆円 [54.6%]	35.6兆円 [45.4%]
H24計画	79.4兆円	43.6兆円 [54.9%]	35.8兆円 [45.1%]

注1 総務省ホームページ「地方税収等の状況」等から作成

2 地方税には、超過課税及び法定外税を含まず、地方法人特別譲与税を含む。国税には、地方法人特別税を含まない。

地方税の税率

資料12

【道府県税】

税目	税率の種類	制限税率の有無	
道府県民税			
個人	所得割	標準税率 4%	無
	均等割	標準税率 (1,000円) ※復興増税のため、H26年度から10年間は1500円	無
	配当割	一定税率 (3% [本則 5%]) ※H25. 12. 31までの特例措置	—
	株式等譲渡所得割	一定税率 (3% [本則 5%]) ※H25. 12. 31までの特例措置	—
法人	法人税割	標準税率 (5%)	有 (6%)
	均等割	標準税率 (2～80万円)	無
	利子割	一定税率 (5%)	—
事業税			
個人	標準税率 (3～5%)	有 (1.1倍)	
法人	標準税率 ・外形標準課税法人 (暫定措置) 所得割 3.8～7.2% (1.5～2.9%) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% ・所得課税法人 5～9.6% (2.7～5.3%) ・収入金課税法人 1.3% (0.7%)	有 (1.2倍)	
地方消費税			
譲渡割	一定税率 (消費税額の25%)	—	
貨物割	一定税率 (消費税額の25%)	—	
不動産取得税	標準税率 (住宅及び土地……3% [本則 4%] ※H27. 3. 31までの特例措置 住宅以外の家屋…4%)	無	
道府県たばこ税	一定税率 (1,000本につき1,504円) ※ H25. 4. 1から1,000本につき860円	—	
ゴルフ場利用税	標準税率 (1人1日につき800円)	有 (1,200円)	
自動車税	標準税率 (定額課税)	有 (1.5倍)	
鉱区税	一定税率	—	
自動車取得税	一定税率 (営業用車・軽自動車 3% 上記以外 5% [本則 3%] ※当分の間の措置)	—	
軽油引取税	一定税率 (1klにつき32,100円 [本則15,000円]) ※当分の間の措置	—	

狩猟税	一定税率 (5,500～16,500円の4区分)	無
水利地益税	任意税率	無

【市町村税】

税目	税率の種類	制限税率の有無	
市町村民税			
個人	所得割	標準税率 6%	無
	均等割	標準税率 (3,000円) ※復興増税のため、H26年度から10年間は3500円	無
法人	法人税割	標準税率 (12.3%)	有 (14.7%)
	均等割	標準税率 (5～300万円)	有 (1.2倍)
固定資産税	標準税率 (1.4%)	無	
軽自動車税	標準税率 (定額課税)	有 (1.5倍)	
市町村たばこ税	一定税率 (1,000本につき4,618円) ※ H25. 4. 1から1,000本につき5,262円	—	
鉱産税	標準税率 (1%)	有 (1.2倍)	
特別土地保有税	一定税率 (土地の所有 1.4% 土地の取得 3%)	—	
入湯税	標準税率 (1人1日150円)	無	
事業所税	一定税率 (資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25%)	—	
都市計画税	制限税率 (0.3%)	有 (0.3%)	
水利地益税	任意税率	無	
共同施設税	任意税率	無	
宅地開発税	任意税率	無	

※ 下線は東京都が超過課税をしている税目であることを示す。

[道府県民税法人税割…6%]

[法人事業税…1.05倍]

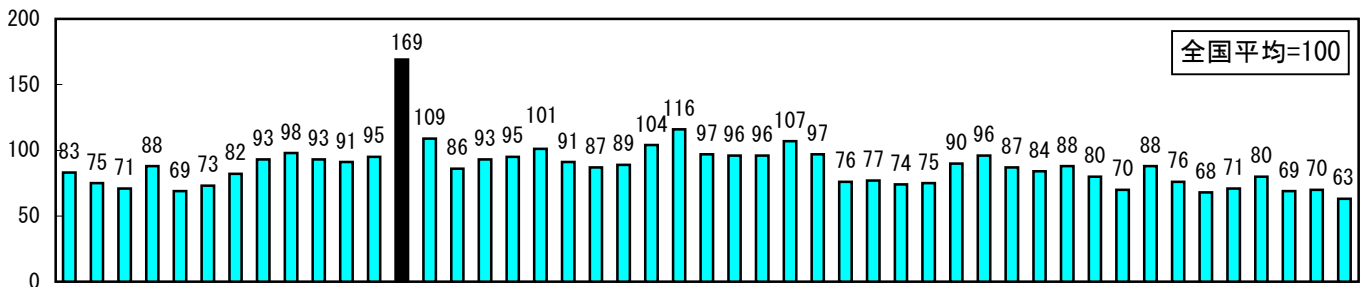
(暫定措置期間は地方法人特別税と合わせた税負担に変更がないように設定)

[市町村民税法人税割 (23区) …12.3～14.7%]

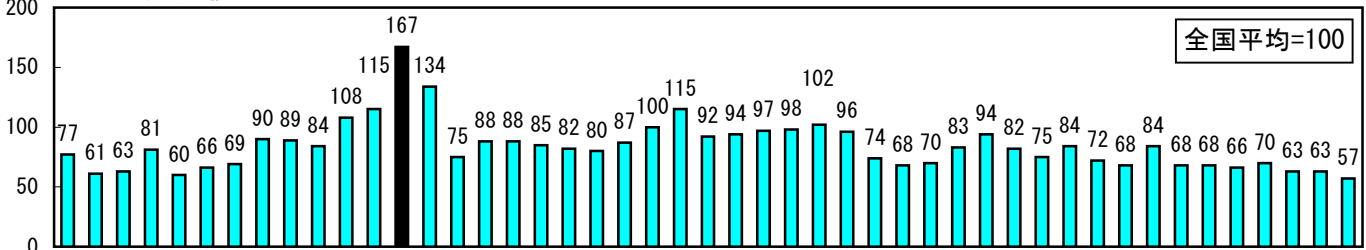
人口一人当たり地方税収の比較(平成22年度普通会計決算)

資料13

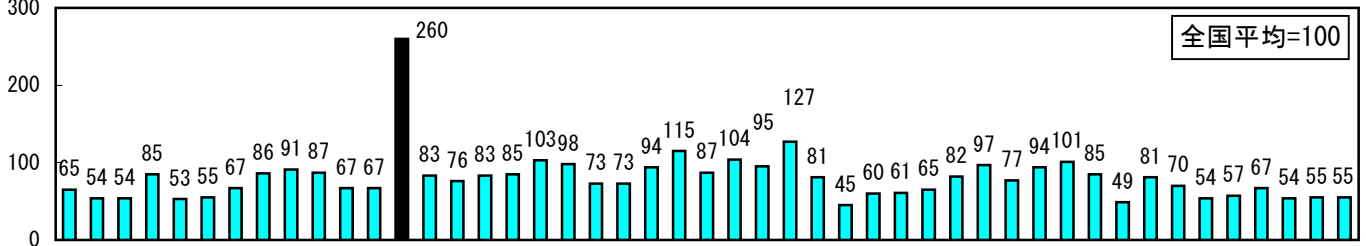
地方税収計



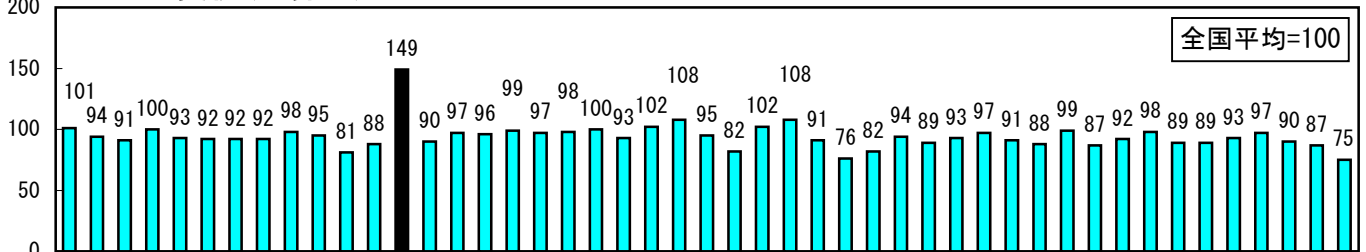
個人住民税



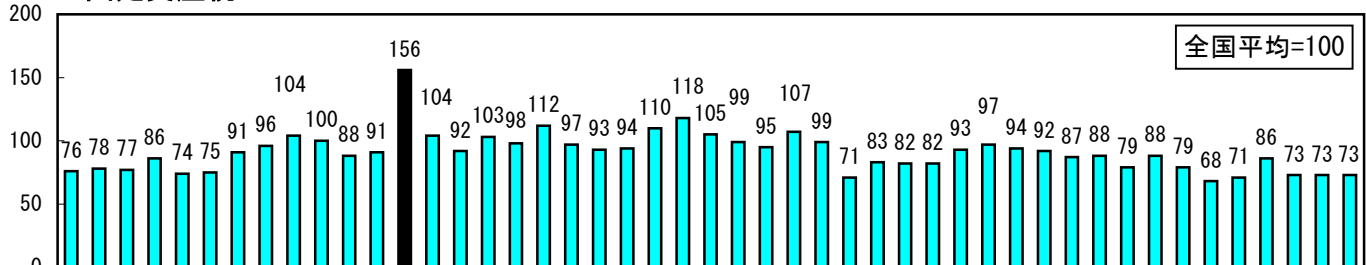
法人二税



地方消費税(清算後)



固定資産税



北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖
海道森手城田形島城木馬玉葉京川潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山取根山島山口島川媛知岡賀崎本分崎島縄

注1 「平成24年度 地方税に関する参考計数資料」(総務省)により作成。
 2 数値は全国平均を100とした場合の指数で、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 3 各税収額には超過課税分を含む。
 4 個人住民税の税収額は、道府県民税及び市町村民税の合計額である。
 5 法人二税の税収額は、道府県民税、市町村民税及び法人事業税の合計額である。
 6 固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

	地方税負担額		実質的配分額			
	地方税 A	(順位)	一般財源	(順位)	地方税	地方譲与税
北海道	88,194	28	222,010	16	88,194	7,882
青森県	86,952	31	244,211	8	86,952	7,315
岩手県	77,936	37	246,182	7	77,936	8,291
宮城県	94,641	18	176,185	34	94,641	6,284
秋田県	73,897	43	247,946	6	73,897	8,211
山形県	77,233	40	232,558	12	77,233	8,250
福島県	93,125	22	204,896	23	93,125	7,593
茨城県	101,699	8	165,395	39	101,699	6,458
栃木県	103,968	5	176,202	33	103,968	6,921
群馬県	96,272	15	169,583	36	96,272	6,820
埼玉県	91,203	23	123,551	46	91,203	5,115
千葉県	95,168	17	127,080	44	95,168	5,020
東京都	173,510	1	185,491	28	173,510	6,533
神奈川県	104,147	4	116,175	47	104,147	4,841
新潟県	89,155	27	218,655	18	89,155	7,414
富山県	97,393	13	211,872	19	97,393	7,802
石川県	99,789	10	209,221	20	99,789	7,454
福井県	108,631	3	252,601	5	108,631	7,934
山梨県	94,126	19	231,745	13	94,126	7,213
長野県	90,205	24	198,297	26	90,205	7,366
岐阜県	93,939	20	182,177	29	93,939	7,119
静岡県	102,510	7	149,395	42	102,510	5,988
愛知県	117,492	2	125,055	45	117,492	5,647
三重県	99,382	11	177,609	31	99,382	6,929
滋賀県	95,784	16	169,946	35	95,784	6,608
京都府	101,177	9	169,039	38	101,177	5,955
大阪府	103,133	6	144,288	43	103,133	5,855
兵庫県	93,372	21	155,461	40	93,372	5,713
奈良県	77,245	39	177,163	32	77,245	5,761
和歌山県	77,478	38	222,651	15	77,478	6,984
鳥取県	78,734	36	278,345	3	78,734	8,633
島根県	80,977	34	315,444	1	80,977	9,387
岡山県	89,403	26	178,836	30	89,403	6,686
広島県	96,557	14	169,105	37	96,557	6,520
山口県	89,858	25	209,154	21	89,858	7,371
徳島県	84,681	32	261,847	4	84,681	7,613
香川県	97,498	12	199,784	25	97,498	6,932
愛媛県	82,597	33	202,499	24	82,597	7,244
高知県	71,764	44	283,207	2	71,764	8,400
福岡県	88,039	30	149,937	41	88,039	5,849
佐賀県	88,107	29	240,635	9	88,107	7,034
長崎県	70,252	46	223,978	14	70,252	6,432
熊本県	74,068	42	198,147	27	74,068	6,868
大分県	79,075	35	220,481	17	79,075	7,634
宮崎県	75,279	41	233,285	11	75,279	7,523
鹿児島県	70,857	45	238,173	10	70,857	7,383
沖縄県	64,997	47	206,141	22	64,997	5,169
(平均)	101,885	-	174,375	-	101,885	6,377

- 注1 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである。
- 2 東京都の地方税については、上記交付金のほかに特別区財政調整交付金と市町村税相当額を除いたものである。
- 3 計数について地方税は「地方財政白書」(総務省)、その他は「平成21年度 地方財政統計年報」(財団法人地方財務協会)による。
- 4 人口1人当たり額は、平成22年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額である。
- 5 端数処理の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位：円)

実質的配分額					B/A				
地方特例交付金等	地方交付税	国庫支出金	合計 B	(順位)		(順位)			
910	125,024	97,230	319,240	18	3.620	18	北	海	道
826	149,118	117,853	362,064	8	4.164	14	青	森	県
912	159,044	109,536	355,719	9	4.564	8	岩	手	県
1,189	74,071	62,984	239,169	33	2.527	31	宮	城	県
956	164,882	107,402	355,349	10	4.809	7	秋	田	県
1,028	146,047	93,530	326,088	17	4.222	13	山	形	県
1,153	103,025	80,111	285,007	25	3.060	27	福	島	県
1,289	55,949	61,697	227,092	38	2.233	39	茨	城	県
1,393	63,920	72,773	248,975	30	2.395	37	栃	木	県
1,270	65,220	67,788	237,371	35	2.466	34	群	馬	県
1,235	25,998	34,893	158,444	46	1.737	44	埼	玉	県
1,220	25,671	40,110	167,189	45	1.757	43	千	葉	県
5,448	0	46,311	231,802	37	1.336	47	東	京	都
1,371	5,816	30,910	147,085	47	1.412	46	神	奈	川
1,167	120,919	94,688	313,343	19	3.515	20	新	潟	県
1,249	105,428	92,956	304,828	22	3.130	24	富	山	県
1,267	100,710	96,438	305,659	21	3.063	26	石	川	県
1,374	134,661	130,665	383,266	5	3.528	19	福	井	県
1,394	129,012	115,829	347,574	11	3.693	17	山	梨	県
1,141	99,585	78,200	276,498	26	3.065	25	長	野	県
1,237	79,882	68,915	251,092	29	2.673	30	岐	阜	県
1,536	39,361	54,004	203,399	42	1.984	41	静	岡	県
1,916	0	42,442	167,496	44	1.426	45	愛	知	県
1,460	69,838	71,078	248,688	31	2.502	32	三	重	県
1,413	66,141	68,272	238,218	34	2.487	33	滋	賀	県
1,397	60,509	57,093	226,132	39	2.235	38	京	都	府
1,762	33,538	44,859	189,147	43	1.834	42	大	阪	府
1,279	55,097	50,976	206,436	41	2.211	40	兵	庫	府
1,009	93,149	75,105	252,268	28	3.266	23	奈	良	県
1,010	137,179	115,006	337,658	16	4.358	11	和	歌	山
1,011	189,968	151,242	429,587	3	5.456	3	鳥	取	県
1,033	224,048	184,438	499,883	1	6.173	1	島	根	県
1,431	81,316	67,618	246,453	32	2.757	29	岡	山	県
1,338	64,689	64,044	233,148	36	2.415	36	広	山	県
1,275	110,650	98,275	307,429	20	3.421	22	山	口	県
1,145	168,407	121,521	383,368	4	4.527	10	徳	島	県
1,177	94,176	74,389	274,173	27	2.812	28	香	川	県
1,094	111,563	83,663	286,162	24	3.465	21	愛	媛	県
807	202,236	157,504	440,711	2	6.141	2	高	知	県
1,157	54,891	63,309	213,246	40	2.422	35	福	岡	県
1,023	144,470	124,769	365,404	6	4.147	15	佐	賀	県
883	146,412	119,856	343,835	12	4.894	6	長	崎	県
957	116,254	104,908	303,055	23	4.092	16	熊	本	県
1,051	132,720	118,159	338,639	15	4.283	12	大	分	県
921	149,562	108,124	341,409	14	4.535	9	宮	崎	県
933	159,001	126,209	364,382	7	5.142	5	鹿	児	島
903	135,072	137,104	343,246	13	5.281	4	沖	縄	島
1,700	64,413	67,031	241,406	-	2.369	-	(平均)		

都道府県別人口一人当たり地方税負担額及び配分額(都道府県分+市区町村分・21年度決算額)

			地方税負担額		実質的配分額			
			地方税 A	(順位)	一般財源	(順位)	地方税	地方譲与税
北海道			226,044	29	514,986	7	226,044	14,354
青森県			202,893	38	510,251	9	202,893	11,912
岩手県			196,134	40	521,173	6	196,134	15,189
宮城県			246,709	21	413,131	31	246,709	10,643
秋田県			188,153	46	540,903	4	188,153	14,446
山形県			201,773	39	493,180	11	201,773	12,968
福島県			232,871	28	449,036	25	232,871	13,303
茨城県			257,764	16	377,296	41	257,764	11,624
栃木県			272,011	8	390,022	38	272,011	11,224
群馬県			254,533	17	391,185	37	254,533	11,745
埼玉県			253,559	18	305,946	47	253,559	7,883
千葉県			264,125	13	320,066	46	264,125	8,119
東京都			470,431	1	489,350	14	470,431	8,480
神奈川県			303,321	3	323,003	45	303,321	7,152
新潟県			238,277	27	487,372	15	238,277	12,798
富山県			258,164	15	461,007	22	258,164	12,380
石川県			264,577	11	471,872	20	264,577	11,655
福井県			276,136	6	507,171	10	276,136	12,502
山梨県			243,354	24	490,743	13	243,354	11,098
長野県			240,766	26	470,823	21	240,766	13,094
岐阜県			248,792	19	417,213	29	248,792	11,855
静岡県			286,598	5	363,741	43	286,598	10,180
愛知県			321,736	2	349,945	44	321,736	9,059
三重県			264,396	12	409,308	34	264,396	11,235
滋賀県			258,897	14	395,220	36	258,897	10,045
京都府			276,096	7	411,718	33	276,096	9,088
大阪府			294,040	4	365,460	42	294,040	8,486
兵庫県			266,883	10	389,877	39	266,883	9,219
奈良県			212,338	35	399,546	35	212,338	8,875
和歌山県			212,449	34	476,948	19	212,449	10,851
鳥取県			204,137	37	559,339	3	204,137	12,995
島根県			206,264	36	656,802	1	206,264	16,116
岡山県			248,400	20	439,968	27	248,400	11,936
広島県			268,048	9	416,226	30	268,048	10,521
山口県			240,893	25	457,309	23	240,893	11,417
徳島県			224,250	30	524,051	5	224,250	12,402
香川県			244,698	22	430,969	28	244,698	10,561
愛媛県			216,405	32	449,375	24	216,405	11,417
高知県			193,572	41	590,104	2	193,572	13,138
福岡県			243,644	23	380,638	40	243,644	10,035
佐賀県			212,657	33	483,890	17	212,657	11,445
長崎県			189,000	44	491,638	12	189,000	10,679
熊本県			193,187	42	445,439	26	193,187	11,458
大分県			216,915	31	478,018	18	216,915	12,779
宮崎県			192,407	43	485,373	16	192,407	13,742
鹿児島県			188,358	45	514,850	8	188,358	12,754
沖縄県			170,961	47	412,175	32	170,961	8,216
(平均)			276,905	-	415,258	-	276,905	10,204

注1 各歳入項目の額は「平成21年度地方財政統計年報」(財団法人地方財務協会)による。なお地方税Aの都道府県ごとの税額は、地方消費税清算後の額である。

2 人口1人当たり額は、平成22年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額である

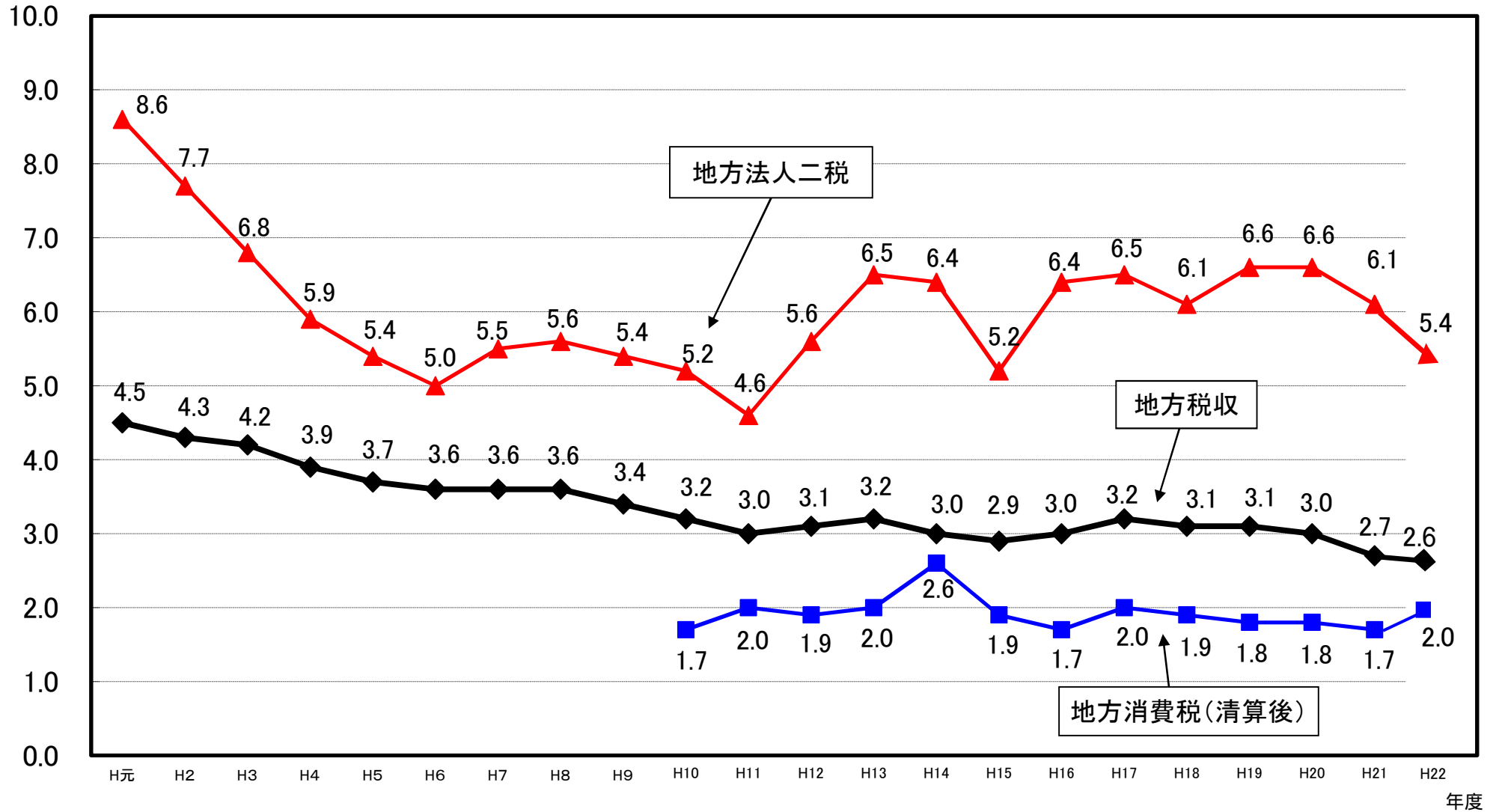
3 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位：円)

実質的配分額					B/A				
地方特例交付金等	地方交付税	国庫支出金	合計 B	(順位)		(順位)			
2,238	272,350	190,281	705,267	8	3.120	16	北	海	道
1,985	293,461	203,669	713,920	7	3.519	9	青	森	県
2,153	307,698	183,295	704,468	9	3.592	8	岩	手	県
2,902	152,876	124,880	538,011	33	2.181	30	宮	城	県
2,257	336,047	187,867	728,770	4	3.873	3	秋	田	県
2,489	275,951	151,290	644,469	19	3.194	14	山	形	県
2,659	200,202	131,675	580,711	27	2.494	25	福	島	県
3,021	104,887	113,624	490,920	42	1.905	39	茨	城	県
3,377	103,410	124,470	514,492	39	1.891	40	栃	木	県
3,205	121,702	123,606	514,791	38	2.022	35	群	馬	県
3,256	41,248	77,962	383,908	47	1.514	44	埼	玉	県
3,150	44,672	86,824	406,891	46	1.541	43	千	葉	県
7,572	2,867	99,476	588,826	26	1.252	47	東	京	都
3,654	8,877	85,522	408,526	45	1.347	46	神	奈	川
2,821	233,477	165,658	653,030	18	2.741	20	新	湊	山
3,107	187,355	147,615	608,622	23	2.357	27	富	山	川
3,186	192,454	160,428	632,300	20	2.390	26	石	川	井
3,237	215,296	193,435	700,606	11	2.537	22	福	山	梨
3,197	233,094	176,963	667,706	14	2.744	19	山	長	野
2,773	214,190	136,368	607,191	24	2.522	23	岐	静	岡
3,140	153,427	120,881	538,095	32	2.163	31	岐	静	岡
3,764	63,198	112,296	476,037	43	1.661	42	愛	知	重
4,753	14,396	91,692	441,636	44	1.373	45	三	滋	賀
3,545	130,132	126,310	535,618	34	2.026	34	京	大	阪
3,487	122,791	123,598	518,818	37	2.004	36	府	府	府
3,423	123,111	134,907	546,625	31	1.980	37	大	阪	府
4,183	58,751	131,511	496,971	41	1.690	41	兵	庫	山
3,316	110,459	120,904	510,781	40	1.914	38	奈	良	山
2,778	175,556	133,081	532,627	35	2.508	24	和	歌	山
2,592	251,056	188,184	665,133	16	3.131	15	鳥	取	根
2,434	339,774	206,959	766,298	3	3.754	6	島	岡	山
2,581	431,841	274,323	931,125	1	4.514	1	岡	山	島
3,384	176,247	133,988	573,955	28	2.311	29	山	島	口
3,313	134,344	144,071	560,297	30	2.090	33	徳	香	川
3,065	201,935	166,770	624,080	22	2.591	21	島	媛	高
2,666	284,733	196,207	720,258	6	3.212	12	徳	香	媛
2,877	172,834	139,156	570,126	29	2.330	28	香	媛	高
2,614	218,939	147,597	596,972	25	2.759	18	愛	媛	高
2,118	381,276	252,188	842,292	2	4.351	2	高	知	岡
2,943	124,016	144,092	524,730	36	2.154	32	福	岡	賀
2,420	257,368	196,491	680,382	12	3.199	13	佐	賀	崎
2,200	289,758	211,054	702,692	10	3.718	7	長	賀	崎
2,413	238,381	180,097	625,535	21	3.238	11	熊	本	分
2,575	245,749	196,610	674,628	13	3.110	17	大	宮	崎
2,337	276,887	181,531	666,903	15	3.466	10	宮	崎	島
2,339	311,398	208,853	723,703	5	3.842	5	鹿	児	島
2,145	230,852	245,255	657,430	17	3.845	4	沖	縄	島
3,636	124,512	131,694	546,952	-	1.975	-	(平	均)	

人口一人当たり税収額の偏在度の推移

最大(東京)／最小の倍率(※)



注1 「平成24年度 地方税に関する参考計数資料」(総務省)等より作成。

注2 「最大(東京)／最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値(東京)を最小値で割った数値である。

注3 税収額については各年度の決算額(各年度とも超過課税、法定外税を除く)であり、人口については各年度末日の住民基本台帳人口による。

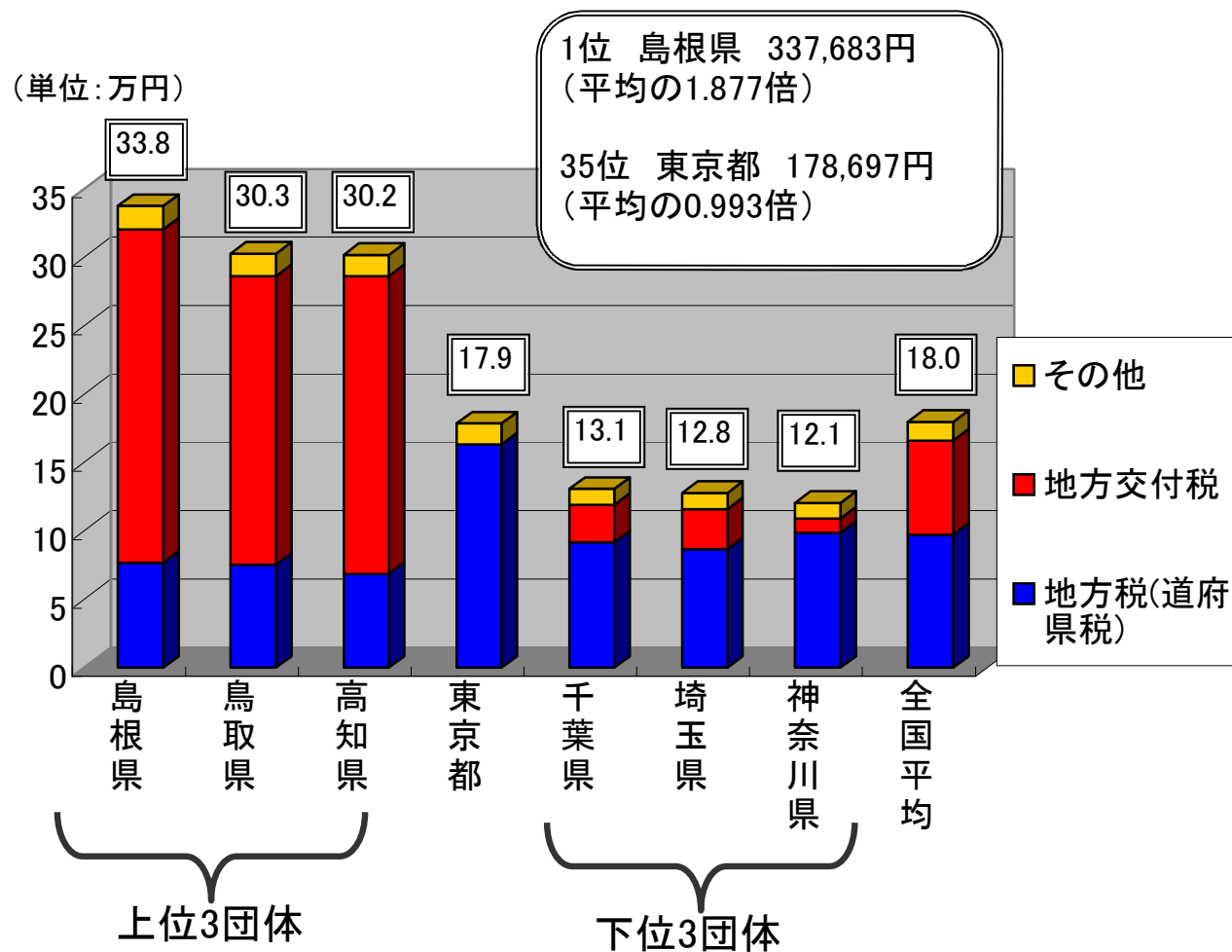
注4 地方税収計は、地方消費税清算後ベースの値であり、平成22年度は地方法人特別譲与税を含む。

注5 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。

注6 地方消費税は平成9年度導入。平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

一般財源の人口一人当たり額の状況

資料17



注1 「平成24年版地方財政白書」及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成23年3月31日現在）」（総務省）により作成。

注2 地方税の額は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである。

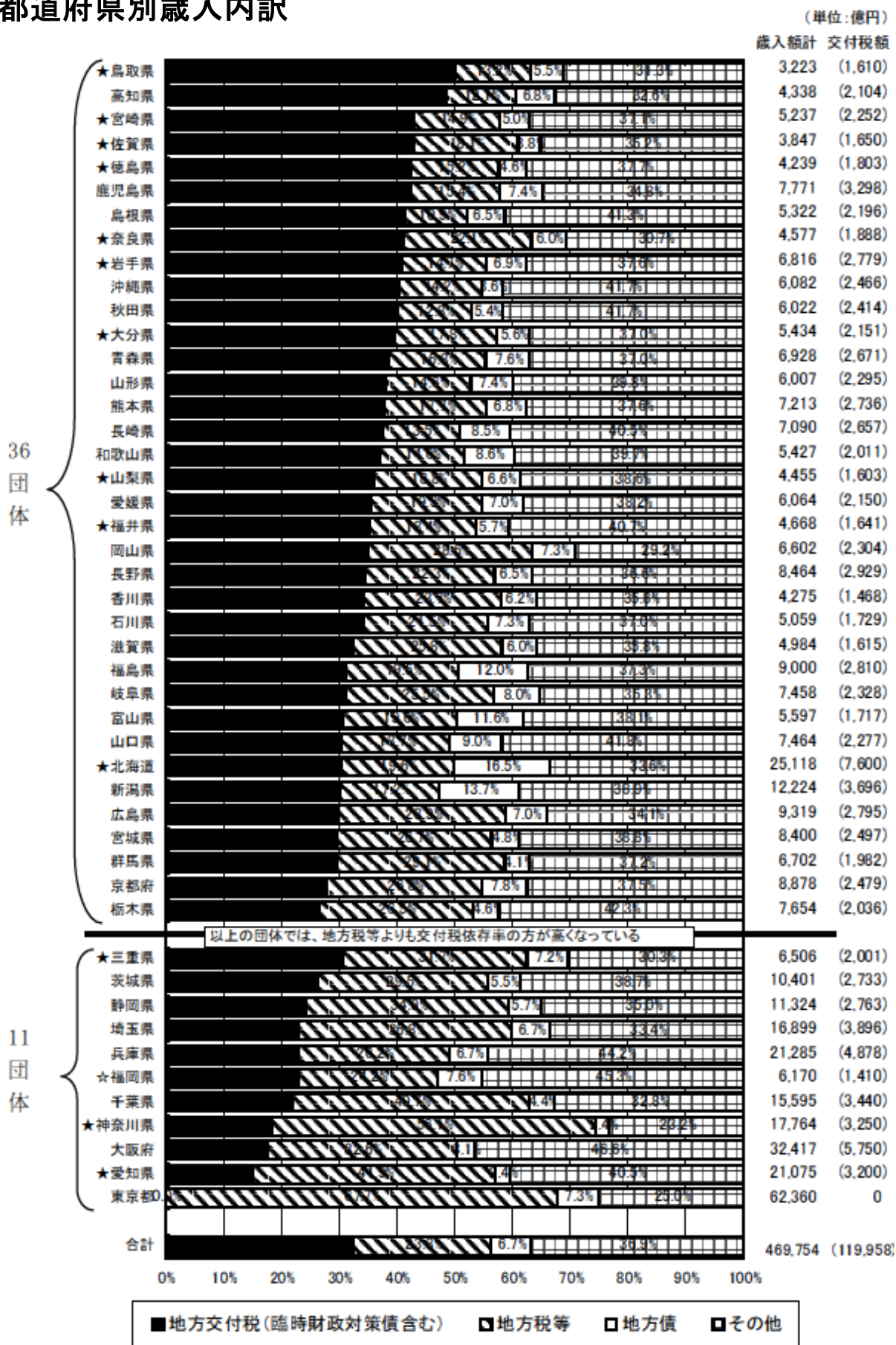
注3 東京都の地方税については、上記交付金の他に特別区財政調整交付金、東京都が徴収した市町村税相当額を除いたものである。

注4 人口一人当たり額は、平成23年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た値である。ただし、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県内の22市町村は除いてある。

地方交付税の仕組み

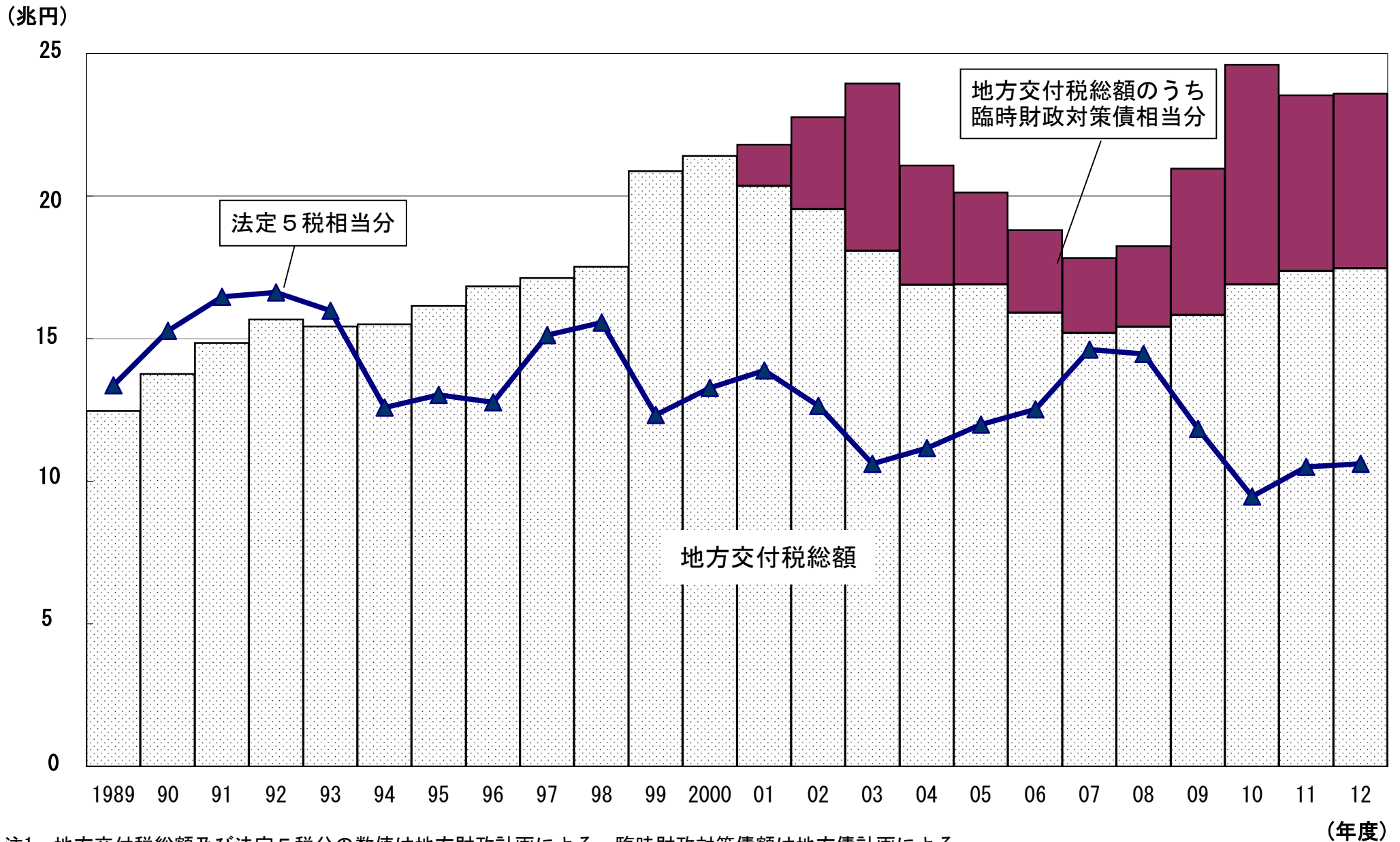
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、 どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもの ○ 地方の固有財源 ○ 国税五税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合とされている ○ 国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する
総額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税の32% ○ 酒税の32% ○ 法人税の34% (平成19年度から) ○ 消費税の29.5% (平成9年度から) ○ たばこ税の25%
種類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通交付税 (交付税総額の96%、平成25年度までは94%、平成26年度は95%) ○ 特別交付税 (交付税総額の 4%、平成25年度までは 6%、平成26年度は 5%)
普通交付税の額の決定方法	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> $\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額} = \text{各団体の普通交付税額}$ </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等) <ul style="list-style-type: none"> * 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額 * 各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算 ○ 基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%) <ul style="list-style-type: none"> * 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額 * 具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額

都道府県別歳入内訳



地方交付税総額等の推移

資料20

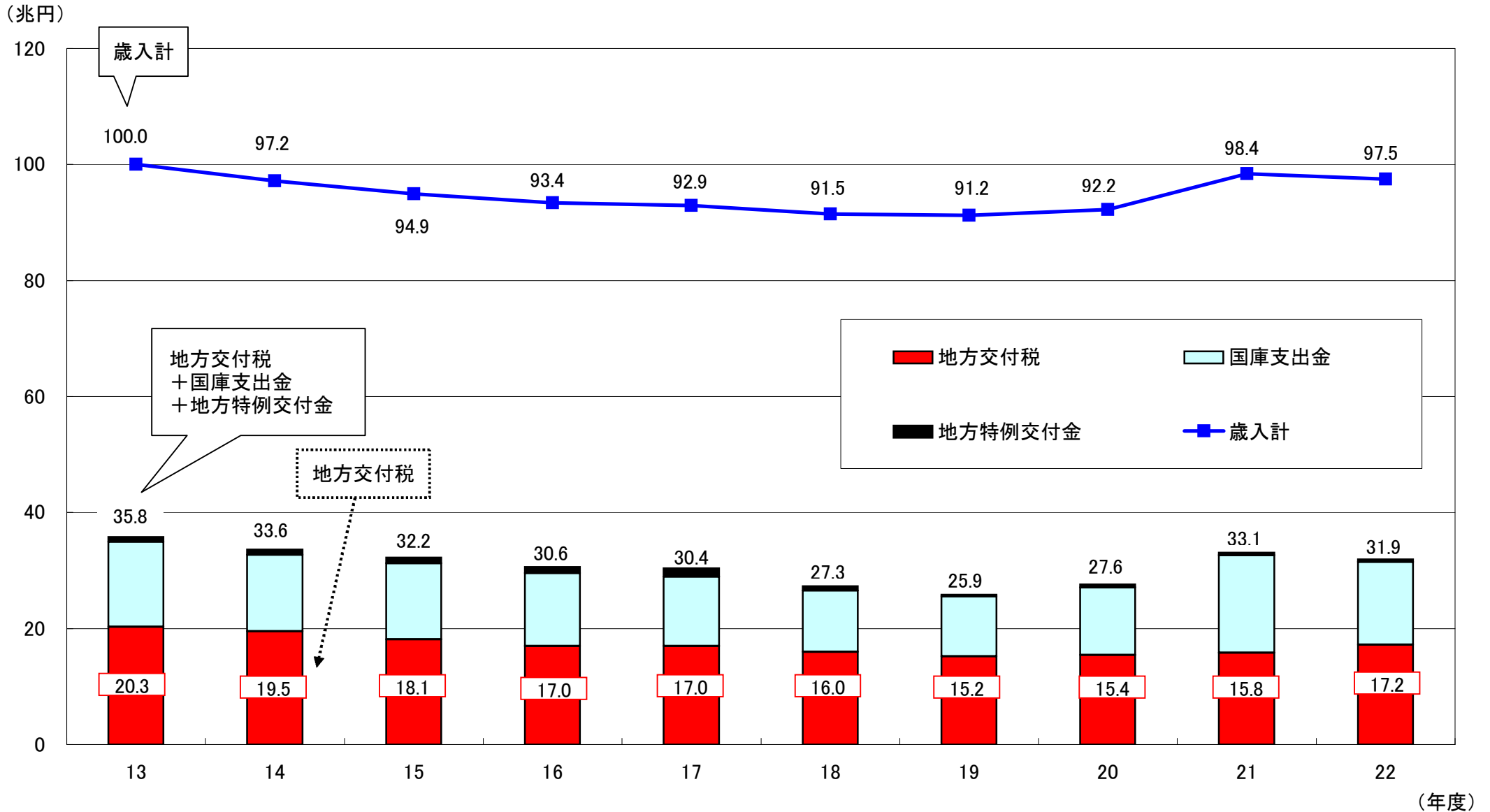


注1 地方交付税総額及び法定5税分の数値は地方財政計画による。臨時財政対策債額は地方債計画による。

2 法定5税分は国税からの繰入分から過年度精算分を除いたものである。

三位一体改革の地方財政への影響について

～ 歳入決算額及び国からの財政支出の推移 ～



（交付税の総額）

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（交付税の種類等）

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十六に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の四に相当する額とする。

（特別交付税の額の変更等）

第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

（昭和二十五年五月三十日 法律第二百十一号）

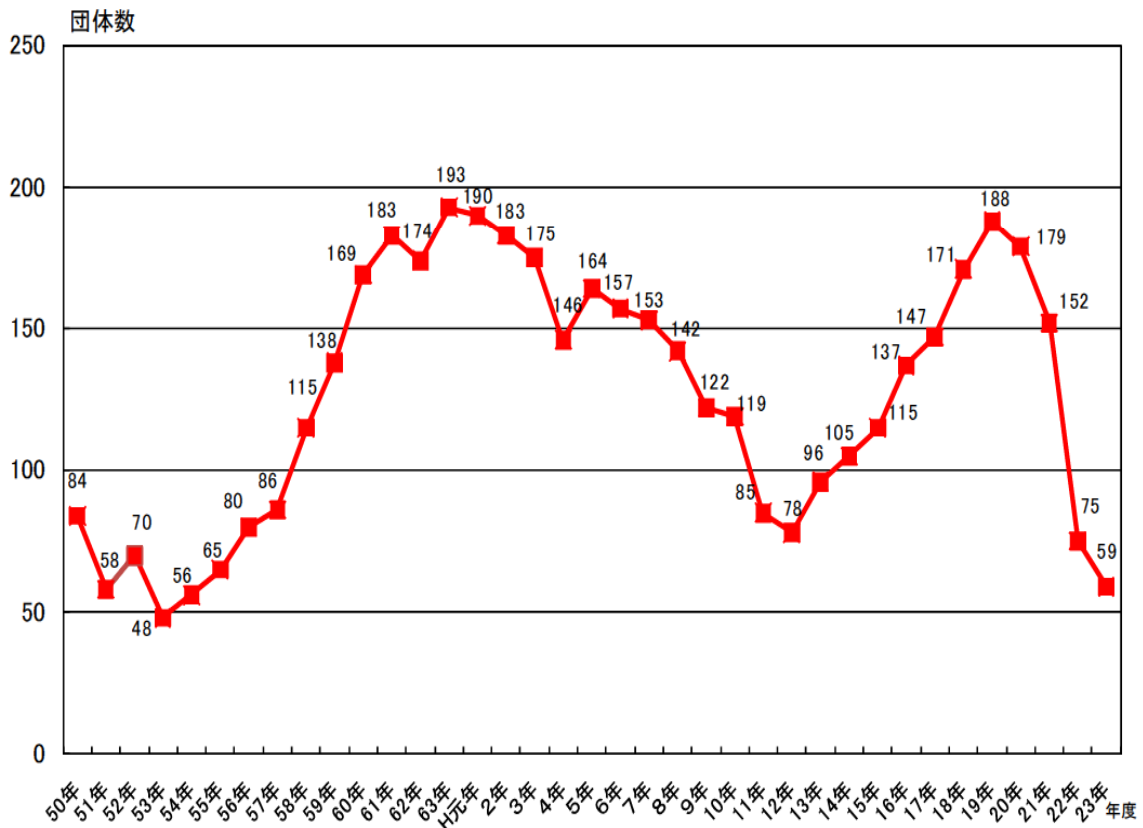
平成23年度 不交付団体の状況

不交付団体数

区 分	平成23年度	平成22年度	平成21年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	58	74	151
合 計	59	75	152

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



不交付団体の人口(市区町村)

区 分	平成23年度	平成22年度	平成21年度
不交付団体の人口	14.0百万人	16.2百万人	35.1百万人
不交付団体人口比率	10.9%	12.7%	27.5%

地方交付税の算定結果に対する都の考え方

今回の算定結果に対する東京都の考え方

地方交付税制度は、限られた地方交付税の総額を全国の地方公共団体に配分するための制度です。

「財源超過額」は、国が定める基準により算定された、交付税制度における配分技術上の数字であり、都財政の実態を反映するものではありません。

地方交付税の原資は、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされています。

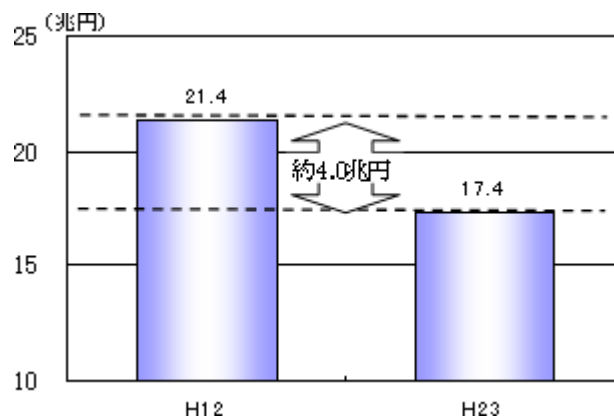
国は、国の予算の枠の中で地方公共団体の歳入歳出の総額を見込む地方財政計画を策定し、地方交付税総額を決定しています。この交付税総額は過去最高であった平成12年度以降から比べて、約4兆円減少しています。

国は、その限られた交付税総額を地方公共団体に配分するため、国が定める基準にもとづき、個々の団体の収入額、需要額を算定します。

しかし、現実には、地方へ配分すべき額を交付税原資で賄いきれないため、国は、赤字地方債である臨時財政対策債への振替により交付税総額を圧縮しています。

不交付団体である東京都の算定も、この枠組みの中で行われており、結果的に生じた財源超過額は、あくまでも交付税制度における配分技術上の数字であって、都財政の実態をあらわすものではありません。

交付税総額の比較（当初予算）



交付税算定上、東京都の財政需要は適切に反映されていません。

基準財政需要額は、道府県分は人口 170 万人、市町村分は人口 10 万人の団体を標準モデルとし、その団体の需要を基準に算定します。

現実の地方公共団体は多様であるため、地方交付税算定においても、各団体の規模や特徴に応じた割増し等の補正がなされることになっています。しかしながら、東京都については、補正に用いられる昼間流入人口等の数値自体に割落しがかけられるなど、膨大な財政需要の実態をとらえているとは言えません。

事例	割落し前の数値（特別区）	割落し後の数値
昼間流入人口	335 万人	72 万人

現状では、地方交付税の原資が不足しているため、臨時財政対策債（赤字地方債）の発行により当面の財源不足を穴埋めすることを前提とした仕組みとなっています。

配分技術上の算定数値である財源超過額は 2,038 億円となっていますが、これは臨時財政対策債への振替により基準財政需要額が機械的に圧縮された結果、財源超過額が見かけ上拡大したものです。

臨時財政対策債は、交付税総額に対してその原資である法定 5 税だけでは財源が不足することから、これを補てんするために発行することが可能であるとされている赤字地方債です。

臨時財政対策債は、交付税の算定にあたって、人口などをベースに算出された発行可能額を、交付税の交付・不交付にかかわらず国が各地方公共団体に割当ててるものです。基準財政需要額が臨時財政対策債に振替えられることにより、全国の地方公共団体の基準財政需要額は機械的に圧縮されます。

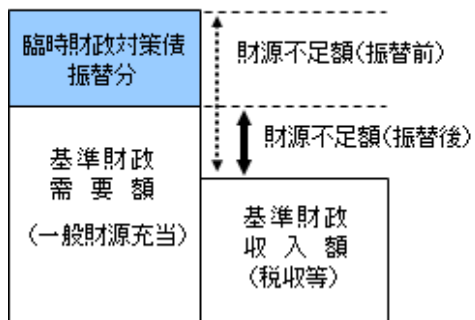
このため、不交付団体である東京都では、財源超過額が見かけ上拡大します。

	財源超過額 (振替前)		財源超過額 (振替後)
道府県分	△3,640 億円	⇒	△2,904 億円
大都市分	3,913 億円		4,942 億円
合計	274 億円		2,038 億円

【臨時財政対策債への振替イメージ】

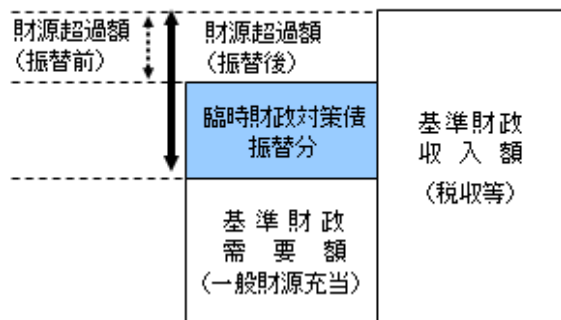
【交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源不足額が減少



【不交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源超過額が拡大



地方交付税の不交付等を理由とする財源調整

資料25

(億円)

区分	影響額	内容
地方揮発油譲与税	△ 46.0	交付団体方式で算定した額の2/3を控除
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	△ 0.7	交付団体方式で算定した額の7/10を控除
その他	△ 3.0	補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし
合計	△ 49.0	

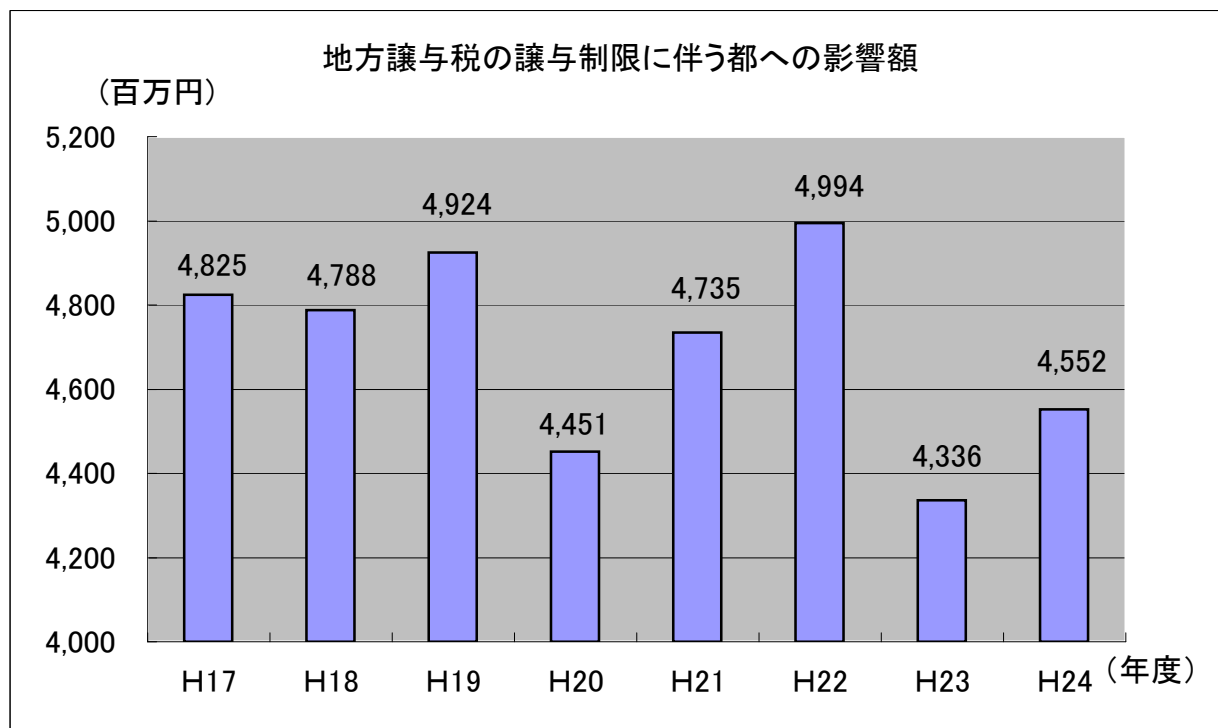
注1 東京都財務局資料より

2 影響額は、平成24年度の当初予算ベース。

地方揮発油譲与税の譲与制限の概要

資料26

	地方揮発油譲与税
譲与割合	地方揮発油税収入額の全額
譲与団体	都道府県・政令指定都市 58/100 市町村 42/100
譲与基準	<p>道路の延長 1/2 道路の面積 1/2</p> <p>地方交付税の不交付団体には譲与制限あり(※)</p> <p>①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10 ②交付団体方式で算定した額の2/3</p> <p>①、②のうちいずれか少ない方を控除した額を譲与</p> <p>※地方揮発油譲与税法第2条3項に規定</p>
用途	制限なし (平成20年度まで道路費用)



注1 東京都主税局資料から作成。

2 地方揮発油譲与税及び旧地方道路特別譲与税の譲与制限の合算額である。

3 平成22年度までは決算額、23年度、24年度については当初予算の額である。